

令和5年8月3日
生活文化政策部

世田谷区第4期文化・芸術振興計画（素案）について

（付議の要旨）

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例に基づき策定を進めている「世田谷区第4期文化・芸術振興計画」について、素案を決定する。

1 主旨

「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」に基づく、現行の「世田谷区第3期文化・芸術振興計画（調整計画）の計画期間が令和5年度で終了することから、引き続き区の文化・芸術振興を図るため、「世田谷区第4期文化・芸術振興計画」の策定を進めてきた。このたび、素案を取りまとめたので報告する。

2 計画期間

文化・芸術は中長期的な将来像や目標に基づき施策を推進する分野であり、次期基本計画との整合を図る必要があるため、計画期間を見直し、令和6年度～令和13年度の8か年の計画とする。

3 世田谷区第4期文化・芸術振興計画（素案）の内容

別紙「世田谷区第4期文化・芸術振興計画（素案）」概要版及び本編のとおり

4 検討体制

（1）世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会

- ・学識経験者や区民委員等により構成し、検討、提言を行う。

（2）庁内での検討体制

- ・第4期文化・芸術振興計画庁内調整部会（関係課長）

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月	区民生活常任委員会報告（素案） 区民意見募集
	10月	第4回文化・芸術振興計画検討委員会
令和6年	2月	区民生活常任委員会報告（案）
	3月	策定

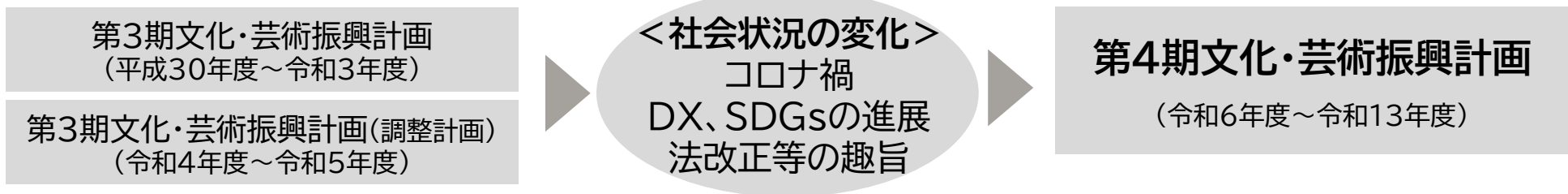
世田谷区第4期文化・芸術振興計画 (素案) <概要版>

令和5年9月

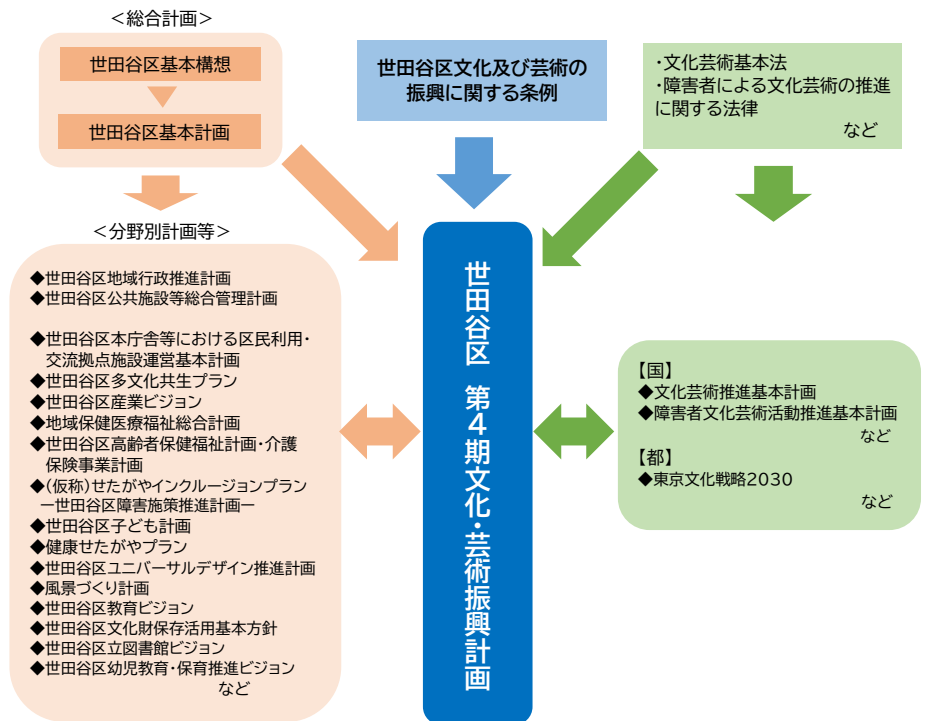
世田谷区

第1章 計画の策定にあたって

1 第4期文化・芸術振興計画策定の趣旨



2 計画の位置づけ



》》》 本計画における「文化・芸術」

文化芸術基本法の例示に加え、年中行事等の地域の伝統的文化、景観・風景・街並み等の文化的な環境、生活様式等、人間の生活とその精神活動に関わること

文化芸術基本法による例示(参考)

条	条文
第8条	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)
第9条	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)
第10条	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、歌唱その他の我が国古来の伝統的な芸能
第11条	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
第12条	生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等
第13条	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
第14条	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民族芸能に関する活動

第1章 計画の策定にあたって

3 計画期間

令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度)の8年間とし、令和9年度に中間見直しを実施する。

計画期間								
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032～
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14～

世田谷区基本計画(令和6年度～令和13年度)

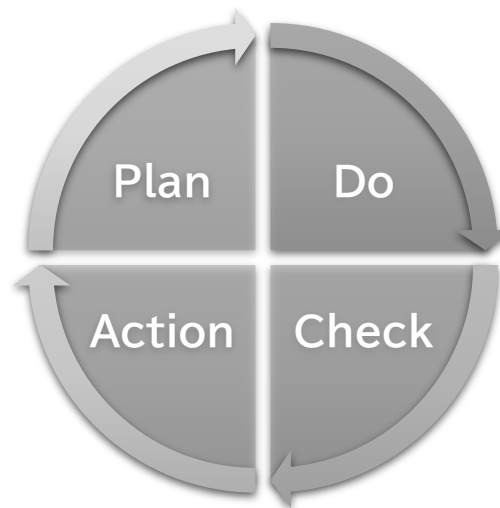
世田谷区第4期文化・芸術振興計画(令和6年度～令和13年度)

次期
文化・芸術振興計画

▲
中間見直し

4 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に推進するため、
PDCAサイクルによる進捗管理を行う。



第2章 文化・芸術を取り巻く環境

1 文化・芸術を取り巻く環境

社会環境 の変化

- ✓世界情勢の混沌化、社会的な不安感
- ✓少子高齢化の加速による社会活力低下
- ✓高度情報化とDXの進展
- ✓SDGsへの意識の高まり

国の動向

- ✓文化芸術基本法の改正
振興対象範囲の拡大(食文化など)
- ✓文化芸術推進基本計画(第2期)
文化・芸術の社会的・経済的価値の重要性の再認識
- ✓文化財保護法改正
保護体制の強化と観光等への活用強化

東京都の 動向

- ✓東京文化戦略2030

2 新型コロナウイルス感染症の影響

社会環境 の変化

- ✓文化施設の休館や利用人数制限
- ✓文化・芸術活動の場所や機会の減少
- ✓オンライン配信の拡大
- ✓「3密」を避けたイベント開催手法

区の施策

- ✓アーティストや民間施設への支援
- ✓オンライン配信やSNSを活用した区民参加型の情報発信の強化

3 世田谷区の文化・芸術の特色と歩み

歴史・文化財

「世田谷区文化財保護条例」「世田谷区文化財保存活用基本方針」に基づく歴史・文化財等の保護と活用

施設整備・事業展開

世田谷美術館、世田谷文学館を始めとする区立文化施設の整備と、せたがや文化財団との連携による文化・芸術事業の展開

条例・計画

「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」の制定及び「世田谷区文化芸術振興計画」による文化施策の推進

場の充実

各地域区民会館等の整備による、身近な場所で文化・芸術に接し、また文化活動の練習や発表を行う場の充実

区内の文化環境

地域ごとの独自の文化環境、区内民間文化施設の存在、区内在住のアーティスト、アマチュアの文化活動、地域の文化・芸術活動

第3章 第3期文化・芸術振興計画の評価

1 施策目標の取組み状況・評価

施策目標	施策の方向	主な実績	評価
1 発信する	1 世田谷の文化・芸術情報の収集・発信	・ホームページ、メールマガジン、ブログ、Twitter、Instagram、動画配信、ポッドキャスト等による発信	・SNSを活用した区民参加型の情報発信に取り組み、来場者の増加に繋がった。
	2 世田谷の文化・芸術の魅力を高め、広める取組み	・せたがやガイドブックの配布 ・海外招聘公演の実施	・多種多様な観光情報冊子の積極的な配布により区内外に区の魅力を広くPRした。
2 親しむ	1 誰もが、文化・芸術を身近に鑑賞・体験ができる機会の充実	・様々な企画展、コレクション展 ・せたがやまちかど・まちなかコンサート ・高齢者・障害者施設等への出張公演	・リアルとオンラインの二方向での事業展開などにより参加者の層が広がった。 ・訪問が不可の施設について、特製DVDを作成し、配布した。
3 支える	1 区民、団体の文化・芸術活動や文化施設等の支援	・文化・芸術活動継続支援事業の実施 ・区民ギャラリー等の貸出 ・障害者施設アート展の実施	・コロナ禍で活動継続が困難となったアーティストや民間文化施設への支援に取り組んだ。(せたがや元気出せArtsプログラム) ・障害者施設アート展では動画配信も併用。
	2 次代を担う人材の発掘・育成	・ネクストジェネレーションの実施 ・大学生インターンの受入れ ・博物館実習の講義や実践	・学生インターンや学芸員育成のための実習の実施等により実践的な学びの機会を提供した。
4 育む	1 次代を担う、子ども・若者の創造性を育む取組みの推進	・区立保育園・幼稚園への出張ワークショップ、音楽鑑賞教室、美術鑑賞教室、古典芸能鑑賞教室の実施	・出張ワークショップの実施や、音楽や美術、古典芸能の鑑賞教室の開催等により鑑賞・体験機会の充実を図った。
5 活かす つなぐ	1 多様な文化資源やせたがやらしさを活かした取組みの推進	・歴史講座、野外歴史教室、特別展等の実施 ・郷土歴史文化特別授業の実施	・無形民俗文化財の映像を制作・公開し、記録に残すとともに文化財の普及啓発に繋げることができた。 ・文化財ボランティアの活動の場の定着
	2 多文化共生と国際施策の推進	・姉妹都市等との交流 ・にほんご交流会等の実施	・姉妹都市等との交流や国際メッセのオンライン開催など工夫して実施し、異文化理解・多文化共生を考える機会を創出した。

2 文化・芸術に関する区民意識調査結果

✓文化・芸術の鑑賞率 79.5%

鑑賞しなかった理由	新型コロナウイルス感染症の影響	52.2%
	テレビ、CD、ネット等で鑑賞できるから	28.3%
	関心がない	15.1%

✓自ら行う文化・芸術活動の活動率 25.8%

活動しなかった理由	関心がない	27.6%
	新型コロナウイルス感染症の影響	25.4%
	時間がない	24.7%

✓文化・芸術に関する情報の入手しやすさ 入手しやすい 32.9% 入手しにくい 37.1%

✓区の文化施策として重視してほしいこと

身近なところで気軽に文化・芸術に触れられる機会の充実	65.3%
文化財や史跡などを保存・活用し、区の魅力としてアピールする	52.9%
子どもがもっと文化・芸術に触れられる機会の充実	50.2%

3 第4期に向けた課題

(1)情報発信力の強化

SNSを中心に情報収集を行う若年層に対する情報発信について、更なる工夫が必要である。

(2)身近な場所での鑑賞や活動の推進

文化・芸術施策において、身近な場所での鑑賞や活動は区民が最も求めているものであり、引き続き推進していく必要がある。

(3)文化資源の確実な保存

美術品や文学作品等文化資源を確実に次世代に継承するため、文化芸術施設を計画的に改修し、効率的な更新を図っていく必要がある。

(4)文化・芸術活動場所の拡充

活動場所の不足の声があるため、再整備した世田谷区民会館の練習室の活用等、多様な活動場所のさらなる拡充が必要である。

(5)文化・芸術を通じた交流の促進

文化・芸術を通じた交流の促進により、文化・芸術に関する関心を高め、新たに活動を始めるきっかけづくりが必要である。

1 将来像

- ✓コロナ禍における文化・芸術活動への影響
- ✓法改正による文化芸術の範囲拡大(食文化等の追加)
- ✓文化・芸術に関する区民意識調査における意見等
- ✓世田谷区民会館の文化・芸術拠点としての再整備

誰もが文化・芸術を楽しめるまち 世田谷



年齢、国籍、障害の有無、また経済的状況に関わらず、区民の誰もが文化・芸術に親しみ、また民間団体、大学等と連携・協力しながら、将来像の実現を目指す。

2 基本目標

- I 区民が文化・芸術を身近に感じられる取組みの充実 \ 誰もが知る 見る /
- II 文化・芸術活動の場や機会の充実 \ 誰もができる /
- III 多様な文化・芸術の発展と次世代への継承の推進 \ 次世代に伝える /

3 成果指標

- ✓文化・芸術に親しめる環境の区民満足度
- ✓鑑賞活動への区民参加の割合
- ✓文化・芸術の創作活動等への区民参加の割合

4 推進体制(連携強化)

庁内連携

教育、福祉、産業、まちづくりなど

せたがや文化財団 との連携・協力

公益財団法人せたがや文化財団の総合力、専門能力を活かした更なる連携強化

多様な主体との 連携

地域の文化・芸術活動団体、アーティスト、商店街、NPO、民間文化施設、大学等の教育・研究機関他

1 取組みの方向性

1 触れる

従前の取組みに加え、これまで文化・芸術に親しむ機会が少なかった方や関心が低い方に対する情報発信や、文化・芸術の楽しさや魅力に触れる機会の創出

2 楽しむ

文化・芸術に関心を持った方が、日常的かつ継続的に楽しさや魅力を感じることでできる機会を用意し、さらに関心を深めることができるような取組みの充実

3 創る

自ら文化・芸術活動を行う方や、新しく活動を始める方の機会や支援の充実。また、世田谷の多種多様な文化を区の魅力として広めていく取組み

4 繋がる

新たな担い手や団体間の交流促進に向けた支援。また、区内にある様々な文化資源の保存・継承と活用により、世田谷区の魅力を高める取組み

第4章 計画の基本的な考え方

2 計画の体系

将来像

基本目標

取組みの方向性と内容

誰もが文化・芸術を楽しめるまち 世田谷

I 区民が文化の感じ・芸術の充実

II 文化・芸術活動の場や機会の充実

III 多様な文化・芸術の発展と次世代へ継承

1 触れる

誰もが文化・芸術に触れることができるよう、文化・芸術の楽しさや魅力に触れる機会の創出を図る。

- ・様々な世代に向けた多様な手段による情報発信
- ・誰もが、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実

オンライン・紙媒体による多様な情報発信

世田谷の文化的な魅力についての情報発信

学校や施設等における身近な鑑賞・参加機会の提供

子どもの鑑賞・参加機会の充実

デジタルミュージアム等による情報発信

区の文化資源を活かした鑑賞機会の充実

2 楽しむ

新たに文化・芸術の拠点と位置付けた世田谷区民会館を、「文化・芸術を鑑賞するだけでなく楽しめる場所」とする。

- ・文化・芸術を楽しめる場や機会の提供
- ・文化・芸術を通じた交流の場や機会の提供
- ・まちなかで文化・芸術を楽しむことができる取組みの充実

伝統文化を楽しむ機会の提供

映画や様々な体験を楽しむ機会の提供

昔の暮らしや風習などを体験する機会の提供

文化・芸術の参加機会の充実

デジタル技術を活用した文化・芸術を楽しむ機会の提供

文化・芸術活動団体間の交流支援

3 創る

区民の文化・芸術活動を支援することで文化・芸術の土壌を豊かにし、活動や交流の活性化を図る。

- ・誰もが、文化・芸術活動ができる機会や支援の充実
- ・世田谷の多種多様な文化を広める取組みの推進

地域の文化・芸術活動団体の発表の場の充実

若者が主体的に参画し、社会性を育む機会の創出

文化・芸術活動団体への支援

民間文化施設との共催による子どもの作品展の実施

全区的な発表の場の提供

障害者の文化・芸術活動支援

4 繋がる

地域に根差し、受け継がれてきた歴史や文化財、伝統文化や風景等を次世代へ継承するため、確実な保存を図る。

- ・次代の文化・芸術を担う人材の発掘、育成、交流・支援活動
- ・文化資源等を活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進
- ・文化資源の保存と継承
- ・国際交流の推進

文化施設の地域連携

専門的な人材育成、交流・支援

地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会の提供

ボランティアの育成・支援

文化・芸術施設の計画的な改修と美術品等の保存・活用・継承

姉妹都市を始めとする国際交流の推進

世田谷区第4期文化・芸術振興計画

素案

令和6年度～令和13年度

(2024)

(2031)

世田谷区

令和5年9月

内容

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 第4期文化・芸術振興計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の進行管理.....	4
第2章 文化・芸術を取り巻く環境	5
1. 文化・芸術を取り巻く状況.....	5
2. 新型コロナウイルス感染症の影響	8
3. 世田谷区の文化・芸術の特色と歩み	9
第3章 第3期文化・芸術振興計画の評価	13
1. 施策目標の取組み状況	13
2. 文化・芸術に関する区民意識調査結果<抜粋>	19
3. 第4期文化・芸術振興計画に向けた課題	21
第4章 計画の基本的な考え方	22
1. 基本理念.....	22
2. 将来像.....	23
3. 基本目標	24
4. 成果指標	25
5. 推進体制(連携強化)	25
第5章 計画の内容	27
1. 取組みの方向性.....	27
2. 計画の体系.....	29
取組みの方向性1:「触れる」	30
取組みの方向性2:「楽しむ」	35
取組みの方向性3:「創る」	38
取組みの方向性4:「繋がる」	41
資料編.....	45
1 (仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会	46
2 文化芸術基本法	48
3 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	55
4 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例	59

第1章 計画の策定にあたって

1. 第4期文化・芸術振興計画策定の趣旨

文化・芸術に触れ、その活動に参加することは、人々の創造力を刺激し、育み、豊かな人間性を涵養します。文化・芸術活動の高まりは、充足感と人々の思いやりや相互関係を深め、多様性や包摂性のある地域社会の形成に繋がります。

世田谷区は、昭和61年に世田谷美術館、平成7年に世田谷文学館、平成9年には世田谷文化生活情報センターを開館するなど、全国に先駆けて区立文化施設を整備し、文化・芸術振興に取り組むとともに、豊かな自然環境と閑静な住宅街を背景に、文化・芸術の振興に努めてきました。

そのような中、「区民一人ひとりが生き生きと暮らし、誇りを持って住むことのできる地域社会の実現」のため、平成18年4月に「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を施行し、文化芸術に関する基本理念を明らかにし、区・区民・事業者等の協働による文化芸術の振興に関する施策を進めてきました。また、平成19年には、条例に基づく「第1期文化・芸術振興計画」（平成19年度～平成21年度）を策定し、文化・芸術に関する施策が目指す将来像を区民に示し、計画的に取り組むを進めてきました。

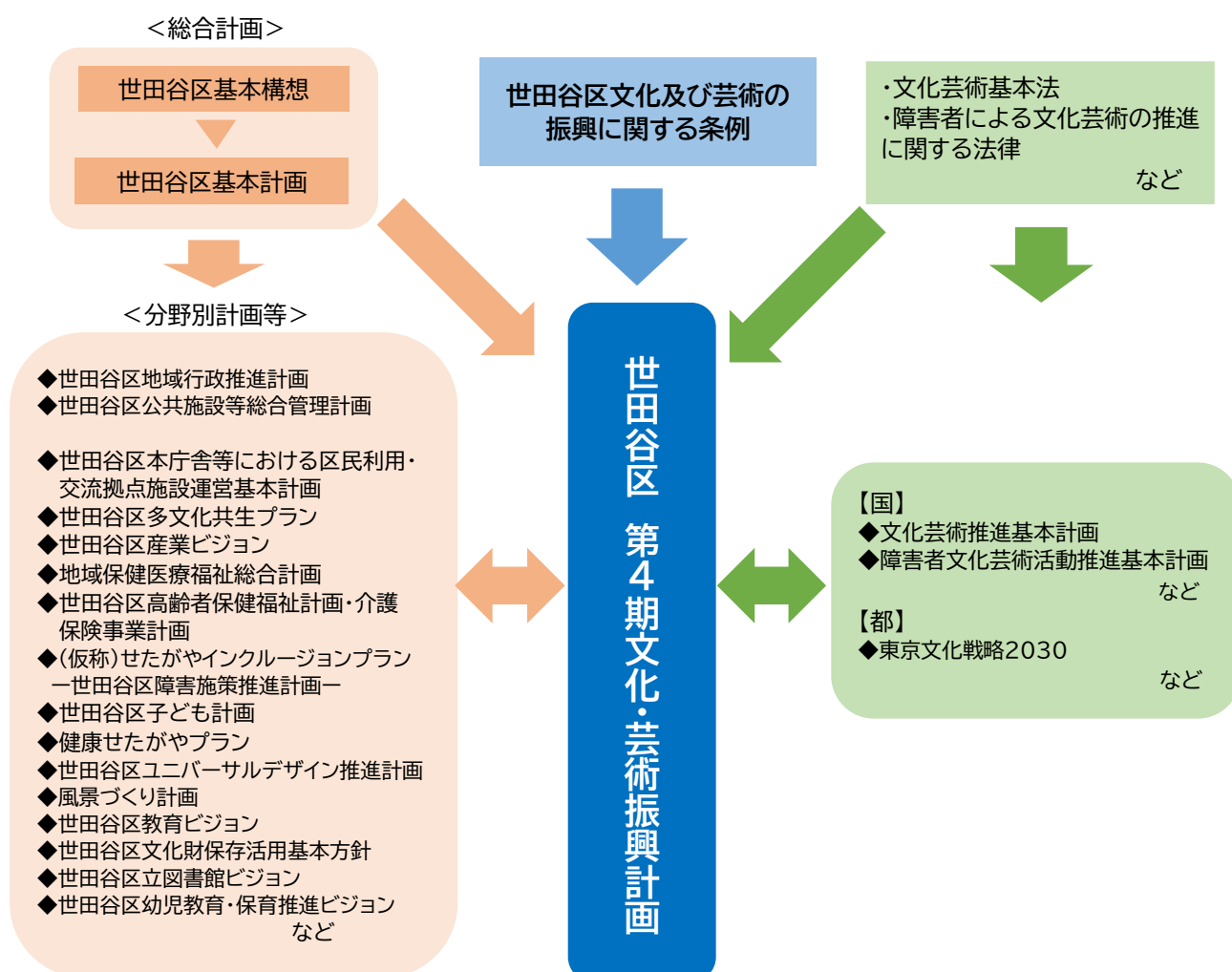
また、平成25年9月に区議会の議決を得て、概ね20年間における公共的指針として定めた「世田谷区基本構想」では、「九つのビジョン」の一つとして、「文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する」を掲げ、区民が日常の中で文化・芸術に親しみ、交流できる環境を整えるとともに、世田谷ならではの文化資源を将来世代に引き継ぐことを目標としています。

この度、平成30年に策定した「第3期文化・芸術振興計画」（平成30年度～令和3年度）で掲げた将来像を継承して令和4年3月に策定した「第3期文化・芸術振興計画（調整計画）」（令和4年度～令和5年度）が令和5年度をもって最終年度を迎えることから、コロナ禍やSDGs等の社会状況の変化を踏まえ、区の中長期的な文化・芸術政策の将来像や取組みを示す新たな計画として「第4期文化・芸術振興計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」及び「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」に基づき、世田谷区の文化・芸術政策を推進する計画として策定するものです。また、平成30年施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ策定しています。国の「文化芸術振興基本計画(第2期)」や東京都の「東京文化戦略2030」と整合を図りました。

また、区の公共的指針である「世田谷区基本構想」及び区の最上位計画である「世田谷区基本計画」や、関連計画である「教育ビジョン」「(仮称)せたがやインクルージョンプラン」等と整合を図るとともに、地区・地域における取組みについては、世田谷区地域行政推進計画との整合を図り、関係所管と連携して取組みを進めます。



【参考】本計画における「文化・芸術」

本計画における「文化・芸術」とは、文化芸術基本法に例示しているものに加え、年中行事等の地域の伝統的文化、景観・風景・街並み等の文化的な環境、生活様式等、人間の生活とその精神活動に関わることを想定しています。

条	条文
第8条	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)
第9条	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)
第10条	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、歌唱その他の我が国古来の伝統的な芸能
第11条	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
第12条	生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等
第13条	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
第14条	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

3. 計画の期間

本計画は、文化・芸術に関する施策が中長期的な視点で取り組むべきであることや、区の総合計画である「世田谷区基本計画」との整合を図るため、計画期間を令和6年度から令和13年度までの8か年とします。

なお、社会経済状況や区の文化・芸術を取り巻く環境の変化を反映するため、令和9年度に中間見直しを行います。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本計画	基本計画 (令和6年度～令和13年度)							
文化・芸術 振興計画	第4期文化・芸術振興計画 (令和6年度～令和13年度)							
				▲ 中間見直し				

4. 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に推進するため、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により文化・芸術活動が大きな影響を受けたように、施策の推進にあたり、前提となる社会経済状況に大きな変化が生じた場合等については、迅速に把握・分析し、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。



SDGsのゴールとの関係

SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は、地域課題の解決に資するものであることから、本計画における取組みとSDGsの関連を明らかにします。



目標3

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標4

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標9

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

第2章 文化・芸術を取り巻く環境

1. 文化・芸術を取り巻く状況

(1) 社会環境の変化

① 世界情勢の混沌化

令和4年2月に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、多くの命を奪うとともに、世界経済にも影響を及ぼしています。

原油価格高騰、小麦等の食糧供給の不安定化、グローバルな物流網の混乱などにより我が国においても物価が高騰し、区民の暮らしを圧迫しています。また、エネルギーや食糧といった生活の土台が揺らぐことによる社会的な不安感がひろがり、厳しさを増す日常生活を前に、文化・芸術の持つ本来の魅力を楽しむ機会が減少することが危惧されています。

② 少子高齢化の加速

我が国では、高齢化と少子化が世界に例を見ない速さで進んでいます。若者を中心とする人口の急激な減少により社会の活力が低下してきています。

令和5年7月の世田谷区将来人口推計によると、世田谷区では今後も人口は微増が続きますが、令和24年をピークに減少に転じると推計しています。ただ、単身世帯が核家族世帯を上回って最多となるなど、単身者世帯や高齢者世帯が増加しており、社会的孤立や貧困、災害時支援等への影響が懸念されています。地域コミュニティの維持・活性化に向けて、文化・芸術が持つ、感動を共有し人と人との心の結びつきを作り上げる力、心のケアを可能にする力などの活用が期待されています。

③ 高度情報化とデジタル・トランスフォーメーション(DX)¹の進展

現在、世界で、人工知能(AI²)、IoT³、ビッグデータ⁴などの新しい技術により、社会のあらゆる分野において革新的な製品やサービスが創出されています。国としても、これらの最新技術により経済発展とともに社会的課題の解決を図り、誰もが快適で質の高い生活を享受できる未来社会「Society5.0」を目指すこととしています。

文化・芸術においても、こうしたデジタル技術を活用した新たな表現、文化財の鑑賞などが次々に展開されています。また、今の子どもたち(デジタル・ネイティブ)は、生まれた時からスマートフォンやタブレットが身近にあり、それらを活用して日常的に配信で音楽や映像を

¹ デジタル・トランスフォーメーション (DX) : ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

² AI : コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などの人間の知的能力を模倣する技術。

³ IoT : 従来インターネットに接続されていなかった物(住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

⁴ ビッグデータ : 人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群。これらを収集、蓄積、分析することで、様々な成果を生み出す。

楽しんだり、自ら作った作品を世界に発信しています。こうした新たな環境における作品の権利保護のあり方も課題になっています。

④持続可能な社会への意識の高まり

2030年までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)が、将来に向けた人類共通の目標として社会に浸透してきています。

SDGsには「誰一人取り残さない社会」の実現を目指して17のゴールと169のターゲットが示されており、地球環境保護、多様性の尊重、多文化共生等への意識が高まっています。

文化・芸術においても、年齢、障害の有無、経済的な状況などに関わらず、誰もが身近に文化・芸術に接することができる環境づくりや、地域課題の解決といった視点が求められています。

(2)文化・芸術に係る国・東京都の動向

①国の動向

ア 文化芸術基本法の改正、文化芸術基本計画

平成29年、それまでの「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正されました。この改正により、文化・芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連する各分野との連携の上での総合的な推進へと、方向性が変わりました。また、文化財や芸術・文化ジャンルに加えて、茶道・華道・書道などを始めとする生活文化や食文化なども推進することとされています。

同法の規定に基づく「文化芸術推進基本計画(第1期)」(計画期間:平成30年度～令和4年度)では、社会環境変化なども踏まえて、これまで文化行政が中心としてきた文化・芸術の鑑賞や活動を「本質的価値」として変わらず推進していくとともに、文化・芸術を活用することで生まれる住民の一体感醸成や地域活性化などの効果を「社会的・経済的価値」として明確に位置づけ、こうした多面的な推進を行っていくために他省庁との連携が必要としました。

第2期計画(令和5年度～令和9年度)では、第1期計画で掲げた「本質的価値」「社会的・経済的価値」という基本を前提としたうえで、文化観光やコンテンツの国際市場進出など「社会的・経済的価値」をより強く意識した内容となっています。

イ 文部科学省設置法の改正

「文化芸術基本法」改正を経て、平成30年に「文部科学省設置法」が改正され、文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進が位置付けられました。

また、これまで文部科学省が所管していた学校教育における芸術教育や博物館に係る業務を文化庁に移管し、このうち博物館業務については、これまでも文化庁が関わっていた美術館と歴史博物館に加えて、水族館、動物園及び科学博物館等も含むよう拡大しました。

ウ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

この法律は「文化芸術基本法」及び「障害者基本法」の基本的な理念に基づき、障害者による文化・芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進させることを目的としています。

エ 文化財保護法の改正

「文化財保護法」は、平成30年に大きく改正され、文化財の滅失や散逸等を防ぐための保護体制の強化と、文化財の観光などへの活用が強く打ち出されました。

なお、同法については、令和3年にも、無形文化財及び無形の民俗文化財登録制度の新設、地方公共団体による文化財の登録制度の新設などを内容とする改正が行われています。

オ 博物館法の改正

「文部科学省設置法」の改正により博物館の所管が文部科学省から文化庁に移ったことを受けて、「博物館法」も令和4年に改正されました。この改正により、これまでは「社会教育法」の下にあった「博物館法」を、「社会教育法」に加えて「文化芸術基本法」の精神に基づくと定め、また、他の博物館や地域の多様な主体との連携、地域の活力向上への取組みを努力義務としました。

②東京都の動向

東京都では、令和4年3月に、「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」(令和4年度～令和12年度)を策定しました。

この計画では、新型コロナウイルス感染症の影響や、東京2020大会の文化プログラム(Tokyo Tokyo FESTIVAL)とそこから生まれたレガシーを踏まえて、2040年代の東京の姿を「都民の誰もが身近に芸術文化に触れることのできる環境が整い、アーティストが成長」「楽しむ、発見する、育てる、創造する好循環が生み出されることで、アートシーンが拡大」「芸術文化で東京が躍動し、都民の生活がより豊かになる」と想定し、その実現に向けて次の4つの「戦略」を掲げています。

戦略1 誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する

～人々のウェルビーイングの実現に貢献する

戦略2 芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす

～人々をインスパイアする

戦略3 国内外のアートシーンを中心として、世界を魅了する創造性を生み出す

～芸術文化のハブ機能を強化する

戦略4 アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みをつくる

～持続性のある芸術文化エコシステムを構築する

2. 新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症は、その後急速に世界中に拡大し、多くの感染者や死者を記録するなど人類の生命や健康を脅かしただけでなく、あらゆる分野の活動や人々の暮らしにも甚大な影響を及ぼしました。日本では、緊急事態宣言等が繰り返し発出されることにより、「不要不急な行動」の制限や自粛が求められ、また、ワクチン住民接種の実施に伴う公共施設の利用の制限などにより、人々の日常生活は大きな制限を受けることになりました。

文化・芸術は、コロナ禍により最も大きな影響を受けたジャンルのひとつです。新型コロナウイルスが飛沫を通じて感染することから、演奏やセリフによる表現活動は感染リスクが高いとされ、また、人が集まることを避ける観点から、展覧会も不適切とされた他、映画や映像の制作などの創作プロセスにおいても、人の集合を伴う場合、行動制限により支障が発生しました。

美術館や劇場などの文化施設は休館や開館時間・利用人数の制限を余儀なくされ、文化施設はもちろんのこと、アーティストや表現活動を支える舞台技術者や裏方、関係者は壊滅的な打撃を受けました。令和2年のライブ・エンタテインメント市場規模は前年の82.4%減となりました。同時期の飲食業が26.6%減、宿泊業が37.2%減、航空業が51.7%減であったことと比較すると、他の業種に比べても影響が大きかったことが分かります。

一方で、「新たな生活様式」の普及に伴い、オンライン配信や「3密」を避けたイベント開催など、新しい手法を活用した活動も広がりを見せました。

世田谷区においても、緊急事態宣言の発出により、世田谷美術館、世田谷文学館をはじめとした文化施設は休館し、また、身近な文化・芸術活動の練習・発表の場であった区民会館や区民センター等の公共施設が感染拡大防止やワクチン住民接種会場となることにより利用できなくなるなど、区民がコロナ禍前の文化・芸術活動を継続したり、新たに文化・芸術に親しむことが難しい状況が続きました。そのような中で、各文化施設ではオンライン配信やSNSを活用した情報発信などに取り組み、また、区では「せたがや元気出せArtsプログラム」を実施し、令和2年度にはコロナ禍により活動の制限を余儀なくされたアーティスト・施設等を対象として、令和3年度にはアーティストや団体等による主体的・積極的な文化・芸術活動の再開・継続を対象に、支援事業を実施しました。

令和5年5月には新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが2類から5類感染症に移行し、感染対策は個人や事業者の主体的な選択に委ねられるなど、徐々に普段の生活を取り戻していくのに伴い、文化・芸術を取り巻く状況もコロナ禍前に少しずつ戻りつつあります。

今後は、コロナ禍による活動の停滞を取り戻し、再び文化・芸術活動がまちの賑わいや活性化につながるような環境づくりに取り組む必要があります。

3. 世田谷区の文化・芸術の特色と歩み

(1) 歴史・文化財等の保護と活用

区では、昭和37年に刊行した『新修世田谷区史』の編さん事業により、郷土史の資料の収集・研究に取り組み、昭和39年には、東京23区では最初となる「世田谷区立郷土資料館」を開設し、文化財や歴史資料等の調査・研究を進めてきました。

昭和52年には「世田谷区文化財保護条例」を制定し、文化財の総合調査を進めるとともに、指定や登録により文化財の保存と活用を図り、区民への文化財の公開や郷土学習の支援に取り組みました。

しかし、社会経済状況の変化に伴い、文化財を取り巻く環境も変貌し、かつての世田谷の姿を思い起こさせる資料や風景が少なくなっており、文化財の保存も難しい状況にあります。

このような状況に対応するために、区では平成29年4月に「世田谷区文化財保存活用基本方針」を策定し、文化財を複合的に捉えて価値や魅力をわかりやすく示し、地域の歴史・文化や風景等の保護・継承していくための施策を進めてきました。

また、区内には、世田谷の歴史・文化に触れることができる施設や行事があります。例えば岡本公園民家園・次大夫堀公園民家園では古民家やかつての暮らしを体験でき、長い歴史を持つ世田谷ボロ市は毎年全国から多くの人を集め、芦花公園で行われる蘆花まつりは地域の人々に愛されるイベントに育つなど、地域に根付いて活用されている文化財が数多くあります。他にも、区内には伝統芸能も多数存在しており、区も発表の場を提供するなど活動を支援しています。

(2) 施設整備及び文化・芸術事業の展開

① 世田谷美術館

昭和50年代前半、地域の文化・芸術に触れる機会や場を求める区民の声の高まりを受け、区は「世田谷美術館」を、昭和61年3月、都立砧公園内に開設しました。

恵まれた自然環境を活かした空間の中で、展覧会をはじめ講座やワークショップなど様々な活動を通して芸術との出会いの場を提供するこの美術館は、充実した収蔵作品や個性的な企画展とともに、当時は全国にほとんどなかったカフェやレストランの併設、ワークショップやアウトリーチなどの教育普及活動により、新しい「芸術との出会いの場」として全国的に大きな話題となりました。

その後、世田谷ゆかりの作家やその遺族からの寄贈により、平成5年7月「向井潤吉アトリ工館」、平成15年11月「清川泰次記念ギャラリー」、平成16年4月「宮本三郎記念美術館」を分館として開設しました。

いままも、全国から注目される意欲的な企画展を継続的に開催し、美術を専門的に学ぶ人から子どもまで幅広く支援・育成する教育普及活動を展開するなど、更なる活動の充実を図っています。

② 世田谷文学館

昭和61年、世田谷文化会議からの提言を受けて文学館整備の検討が進み、平成7年4月、

東京23区では初の地域総合文学館として「世田谷文学館」が設置されました。

世田谷にゆかりのある作家の原稿や資料などを収蔵し、世田谷の文学遺産を次代に承継するとともに、身近な文学者や世田谷の風土を学び知る場として、映画、音楽、演劇、朗読、創作活動など、ジャンルを超えた幅広い活動を行う文学館を目指し、魅力的な展覧会の開催、様々な教育普及活動を展開しています。近年では収蔵品の一部をホームページで公開するなど、時代に即した多様な手法を用いた情報発信にも積極的に取り組んでいます。

③世田谷文化生活情報センター

平成9年4月に、創造的な文化施設として、「生活工房」と「世田谷パブリックシアター」で構成された「世田谷文化生活情報センター」を開設しました。

「世田谷文化生活情報センター」は、全国の劇場・音楽堂等の概念を大きく変革する施設となりました。当時の劇場・音楽堂等の大半がクラシック音楽の買取型鑑賞事業を主体としていたのに対して、「世田谷パブリックシアター」は、現代演劇とダンスを中心ジャンルとして、海外の劇場と同じように作品制作機能を有し、区民に質の高い作品を提供しました。また、「生活工房」は、「暮らし×デザインの交流拠点」をコンセプトに、日常の暮らしに身近なデザイン、文化、環境などをテーマに新しいライフスタイルを提案しました。

とりわけ特徴的だったのが、国内の劇場・音楽堂等で初めて学芸部門を設置し、文化・芸術の普及、地域とのつながりや子どもや青少年の育成、アーティストの育成などに着目した点です。また、質の高い施設運営により劇場・音楽堂等を支える人材を輩出している点でも知られています。

現在も、国内外の賞を受賞する質の高い作品制作や地域の文化活動支援のほか、高齢者や障害者による表現の支援、地域とのつながりづくり、子ども向けプログラムなど、区の総合的な文化・芸術振興と社会包摂に資する多様な事業を展開しています。

平成19年に発足した音楽事業部(せたおん)も、常に最先端の公立文化施設運営を行ってきた世田谷区らしい新たな着眼点によるものでした。全国では劇場・音楽堂等を整備して、その場を活用する事業として公演等を実施する自治体が多いなか、公演内容に合わせて主に区立施設を使用してコンサートや教育普及活動等を通じて地域の音楽文化振興を行う音楽事業部の活動は、新しい文化事業として全国からも注目されています。

令和2年4月には、在住外国人の増加や東京2020大会を契機とした国際化気運の高まり等を踏まえ、国際施策の充実・発展に向けて、世田谷文化生活情報センターに新たな組織として「国際事業部」を設け、「せたがや国際交流センター」を開設しました。

SDGsなどにより、世界的に多様性への理解や多文化共生がこれまで以上に重要視されるなか、国際化に向けても積極的に取り組んでいます。

④せたがや文化財団の設立

平成15年4月、それまでの施設運営等の実績を相互に連携させ、区における質の高い文化・芸術の展開と区民の自主的な文化創造活動の支援を実現するために、財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を統合して新たに財団法人せたがや文化財団を設立しました。同財団は平成23年4月には公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を拡げ続けています。

(3) 条例の制定

区では、文化・芸術活動の自主性・創造性を尊重し、その活動の環境整備とともに、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携による文化・芸術振興を図るために、平成18年4月に、「世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例」を施行しました。

この条例に基づき、平成19年度を初年度とする「世田谷区文化・芸術振興計画」策定後、社会状況や環境変化などを踏まえた2つの調整計画、第2期計画の策定を経て、平成30年度～令和3年度を計画期間とする第3期計画、令和4年度～令和5年度を計画期間とする第3期世田谷区文化・芸術振興計画(調整計画)を策定し、施策推進に取り組んでいます。

(4) 文化・芸術に身近に接する場の充実(全区的な文化・芸術拠点の整備)

身近な地域で文化・芸術に接する場、あるいは区民が文化活動の練習や発表を行う場として、各地域に区民会館等が整備されています。

この中で、世田谷区民会館は長年区民に親しまれてきましたが、令和3年7月から始まった世田谷区本庁舎整備工事に併せて、多様な文化・芸術活動拠点施設として生まれ変わるべく、舞台機構・音響・照明設備の改修や練習室新設などを含む再整備が行っています。改修後は、区民自治と協働・交流の拠点として、また、音楽や演劇等のイベントや公演など多様に対応できるホールとして、文化・芸術の魅力を区内外に広く発信していきます。

(5) 区内の文化環境

民間の文化施設や大学等教育機関、各種団体、区民が、それぞれの立場で地域における文化・芸術環境を作り出しているのも、世田谷区の大きな特徴です。

区内には民間の文化施設が複数ありますが、国宝8点、重要文化財 83 件(併設の大東急記念文庫所蔵品を含む)を所蔵する五島美術館があり、広い庭園とともに区内外から愛されています。長年親しまれてきた静嘉堂文庫美術館は、ギャラリー機能は他区に移転しましたが、静嘉堂文庫は研究者向けの専門図書館として、近世以前(江戸時代末まで)に作られた書物である古典籍の保存、活用を行っています。

また、下北沢に8つの劇場を展開する本多劇場グループは、我が国の小劇場演劇を長年支えてきました。こうした劇場と、若手アーティストの登竜門としても著名な「下北沢演劇祭」「下北沢映画祭」、区内在住のアーティストも活躍する「下北沢音楽祭」、個性的なライブハウス、カフェ、古着屋などが融け合い、下北沢は「演劇のまち」「音楽のまち」「若者文化のまち」と呼ばれ、国内外から多くの人を惹きつけています。

下北沢だけでなく、区内の各地域にはそれぞれの魅力があり、独自の文化・芸術イベントを行っています。二子玉川では日本最大規模の子ども国際映画祭である「キネコ映画祭」や多摩美術大学によるパフォーマンスイベント「タマリバース」が開催されています。また、世田谷地域では東京都指定無形民俗文化財である「世田谷のボロ市」、烏山地域では蘆花恒春園と連携した「蘆花まつり」、北沢地域では羽根木公園で実施する「せたがや梅まつり」、砧・玉川地域では「たまがわ花火大会」など、地域の歴史や文化資源、自然環境を活かしたイベントが

開催されます。

区におけるこうした文化・芸術イベントの特徴は、地域の人々の主導のもと、地元商店街、町会・自治会、企業、大学、区の総合支所、せたがや文化財団などの連携により実施され、いずれも長年続いていることです。

こうした地域の魅力づくりには、区内在住のアーティストも数多く関わっています。区には多くの文化・芸術人材や在住の文化・芸術指導者も多く、プロの劇団や各ジャンルのプロ団体も区内に数多くみられます。

また、アマチュアの文化活動も盛んです。世田谷フィルハーモニー管弦楽団、世田谷区民合唱団、世田谷区民吹奏楽団、せたがやジュニアオーケストラ等の団体のほか、音楽、美術、工芸、演劇、ダンス、ミュージカル、そして新しい様々なジャンルなど多様な文化団体が活動しています。また、区には古くからの伝統芸能が多数あり、いずれも地域の人々によって保存・継承されています。

表現活動のみならず、地域の文化・芸術イベントや文化施設の運営、文化団体運営、社会的弱者支援などをボランティアとして支える区民も数多くみられます。区では全国的にみても早い時期から障害者アートの取り組みを行ってきましたが、区民の活動としても、障害者や子どもと文化・芸術をつなぐ NPO 法人等が複数あり、活発に活動しています。

区内の 17 の大学(学部)も、地域連携事業として、子どもの文化・芸術体験プログラム、各種講座の開催、梅まつりなど地域の文化・芸術イベントへの出演や運営ボランティア参加、地域産業と連携した新製品開発など、多様な側面で地域の文化・芸術を支えています。また、博物館を有する大学も複数あり、研究成果を区民に公開しています。

こうした区民や民間による取組みに、区立文化施設の取組み、恵まれた自然環境、豊かな水と緑、区民の暮らしの基盤となる住宅街と景観整備の取組みなど、様々なものが複合したものが、せたがやの魅力、せたがやらしさに繋がっています。

第3章 第3期文化・芸術振興計画の評価

1. 施策目標の取組み状況

(1) 第1期から第2期の取組み結果

第1期(平成19年度～平成25年度)	世田谷区文化・芸術振興計画(平成19年度～平成21年度) 世田谷文化・芸術振興計画調整計画(新せたがやアートプラン)(平成22年度～平成23年度) 世田谷区文化・芸術振興計画第2次調整計画(平成24年度～平成25年度)	
	重点取組み	1 音楽文化の振興に向けた取組み 2 子どもの創造性を育む取組み 3 若手アーティストの飛躍機会の創出 4 まちの魅力向上やにぎわいづくり 5 ネットワークと協働による文化・芸術の振興
	取組み結果	1 せたがや文化財団に音楽事業部を設置し、区内の様々な施設や場を活用した広がりのある事業展開、区民活動支援、育成型の事業の充実を図った。 2 「遊びと学びのこどもプロジェクト」として事業化し、夏休みを中心とした体験型の子ども向け事業を区内の多様な文化施設で展開した。 3 「世田谷区芸術アワード“飛翔”」実施による若手アーティストの飛躍機会の創出した。 4 「商店街アートプロジェクト」「芸術百華」により区内のにぎわいを創出した。 5 「世田谷アートネットワーク会議」を形成し、「アートマップ」を作成した。
	最終年度実施区民意識調査	問「あなたご自身が文化・芸術にどのように関わっていますか。」 文化・芸術活動(鑑賞、活動)を行っている人の割合 79.8% 文化・芸術活動(鑑賞、活動)を行っていない理由 時間的な余裕がないから 52% 興味があるものがない・少ない41.2%
第2期(平成26年度～平成29年度)	世田谷区第2期文化・芸術振興計画(平成26年度～平成29年度)	
	重点取組み	1 文化・芸術に関する情報の集約と発信 2 文化・芸術の力を生活や地域に活かす 3 次代を担う 世代の文化・芸術振興 4 文化・芸術を身近に感じられる環境づくり
	取組み結果	1 文化・芸術に関わる情報誌の発行、ICT の利活用による情報発信の検討 2 商店街アートプロジェクトの拡充、医療や福祉、教育の現場で文化・芸術の力を活かす取組みの実施 3 「遊びと学びの子どもプロジェクト」の発行、せたがやジュニアオーケストラの継続的運営 4 歴史とアートに親しむ せたがや文化マップの発行、景観や風景を活かし、継承する取組み
	最終年度実施区民意識調査	問「あなたは文化・芸術に関わる活動を行っていますか。」 文化・芸術活動(鑑賞、活動)を行っている人の割合 49.6% 文化・芸術活動(鑑賞、活動)を行っていない理由 時間に余裕がないから 50.8% 興味があるものがない・少ない 36.6%

(2) 施策目標の取組み状況・評価

第3期計画で掲げた施策目標ごとに取組みを検証し、第4期計画に向けた課題を示します。

施策目標1 世田谷の文化・芸術の魅力を発信する

<p>(第3期計画)</p> <p>さまざまな媒体を活用して、世田谷の文化・芸術に関する情報を効果的に区民や国内外に発信していきます。</p>	<p>(第3期調整計画)</p> <p>デジタル技術を活用した発信を強化するとともに、紙媒体での発信に継続して取り組む等、多様な手法を用いた情報発信を推進します。</p>
---	---

【施策の方向1】 世田谷の文化・芸術情報の収集・発信																																											
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や目的、新しい生活様式に対応したICT等の活用による情報発信 ・地域の特徴を踏まえた情報発信 																																										
■実績 ・ ○評価	<p>■令和4年度の主な実績</p> <p>文化・スポーツ情報ガイド 年12回発行 202,600部、世田谷文学館ニュース 年2回発行 せたがや文化財団ホームページ、各施設ホームページ、メールマガジン、ブログ、ツイッター、Instagram、動画配信「世田美チャンネル」等、ポッドキャスト なぞとき風景PRESS発行 年1回 2,500部、せたがや風景MAP(改訂版)発行 年1回 5,000部 文化財紹介動画「静嘉堂文庫」及び「無形民俗文化財まむしよけ」の制作</p> <p>■区立文化・芸術施設 実施事業参加者・施設入場者推移</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>生活工房</th> <th>パブリックシアター</th> <th>音楽事業部</th> <th>国際事業部</th> <th>美術館</th> <th>文学館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>132,017</td> <td>220,974</td> <td>16,158</td> <td>—</td> <td>302,460</td> <td>267,931</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>113,845</td> <td>228,234</td> <td>5,331</td> <td>—</td> <td>259,088</td> <td>252,502</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>44,163</td> <td>100,974</td> <td>3,189</td> <td>2,214</td> <td>151,349</td> <td>165,620</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>212,399</td> <td>147,748</td> <td>2,608</td> <td>5,047</td> <td>276,315</td> <td>270,977</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>159,741</td> <td>214,182</td> <td>6,350</td> <td>7,056</td> <td>352,362</td> <td>375,167</td> </tr> </tbody> </table> <p>○世田谷美術館や世田谷文学館で一部写真撮影が可能な展覧会を開催したほか、世田谷文学館では収蔵品の一部をホームページで公開するなど、SNS等の区民参加型の情報発信等、時代に即した多様な手法を用いた情報発信に取り組んだ。SNSのフォロワー数も増加し、来場者の増加や満足度向上につながった。</p>	年度	生活工房	パブリックシアター	音楽事業部	国際事業部	美術館	文学館	平成30年度	132,017	220,974	16,158	—	302,460	267,931	令和元年度	113,845	228,234	5,331	—	259,088	252,502	令和2年度	44,163	100,974	3,189	2,214	151,349	165,620	令和3年度	212,399	147,748	2,608	5,047	276,315	270,977	令和4年度	159,741	214,182	6,350	7,056	352,362	375,167
年度	生活工房	パブリックシアター	音楽事業部	国際事業部	美術館	文学館																																					
平成30年度	132,017	220,974	16,158	—	302,460	267,931																																					
令和元年度	113,845	228,234	5,331	—	259,088	252,502																																					
令和2年度	44,163	100,974	3,189	2,214	151,349	165,620																																					
令和3年度	212,399	147,748	2,608	5,047	276,315	270,977																																					
令和4年度	159,741	214,182	6,350	7,056	352,362	375,167																																					
【施策の方向2】 世田谷の文化・芸術の魅力を高め、広める取組み																																											
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術の力やせたがやらしい文化を広める取組みの推進 																																										
■実績 ・ ○評価	<p>■令和4年度の主な実績</p> <p>「せたがやガイドブック」の配付、三茶de大道芸の実施 他劇場との共同制作 1件、世田谷パブリックシアター新芸術監督就任記念イベント公開トーク実施 気象と音楽をテーマとした「異分野とのコラボレーション」の実施 海外招聘公演の実施 2本</p> <p>○多種多様な観光情報冊子を区内各所への配架やイベント出展時に配布することにより、区内外に世田谷の魅力を広くPRすることができた。</p>																																										

施策目標2 区民の誰もが文化・芸術に親しむ

<p>(第3期計画)</p> <p>区民の誰もが、これらの文化・芸術活動にふれ、体験・参加し、気軽に親しむことができる機会を充実していきます。</p>	<p>(第3期調整計画)</p> <p>区民の誰もが文化・芸術に触れ、鑑賞、体験、参加し、親しむことができる環境を整えます。</p>
---	--

【施策の方向1】 誰もが、文化・芸術を身近に鑑賞・体験ができる機会の充実	
<p>主な 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、国籍、障害の有無、また、経済的状況にかかわらず、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実 ・音楽・演劇など多様な文化・芸術活動の拠点となる区施設の整備
<p>■実績 ・ ○評価</p>	<p>■令和4年度の主な実績</p> <p>「出版120周年 ピーターラビット™展」「絵本作家・わかやまけんの世界展」等企画展の実施 5本</p> <p>「ヨシタケシンスケ展」「山下和美展」「萩原朔太郎展」の実施</p> <p>収蔵品を活用したコレクション展の実施(世田谷美術館10回、世田谷文学館2回)</p> <p>「どこでも文学館」出張展示の実施 49回実施</p> <p>「世田谷パブリックシアター会場25周年記念ポスター展」等展示の実施 6本</p> <p>Setagaya Arts Placeの実施 令和4年度 11件</p> <p>せたがやまちかど・まちなかコンサート 5回実施</p> <p>多様なジャンルの演奏会(せたがや音楽研究所、シリーズ和・華・調、世田谷アーティスト企画)</p> <p>「@ホーム公演」(高齢者・障害者施設等への出張演劇公演) 7施設実施</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、区立文化施設の休館や事業が延期・中止を余儀なくされるなど、計画どおりに取組みを進めることが困難な状況であったが、文学と現代アートのコラボレーションなど企画の工夫を図ったことによって若年層にも関心が広がり、令和3年度以降、世田谷美術館や文学館においては入場者数が令和元年度の水準を上回るなど、区民が多様な文化・芸術活動に接することのできる環境は回復傾向にある。</p> <p>○身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実を図るため、商店街や区内で行われるイベントにアーティストを派遣する「Setagaya Arts Place」を実施し、コロナ禍による一部のイベントの中止はあったものの、まちの賑わい創出に取り組んだ。</p> <p>○リアルとオンラインの二方向での事業展開を行うことにより、日ごろ外出が難しい方の参加が可能となるなど、参加者の層が広がった。</p> <p>○コロナ禍の規制が緩和されてきたタイミングでの事業の対面開催は連日満席となり、好評であったことから、対話の効能や必要性が改めて認識された。</p> <p>○多言語表記とピクトグラムを活用し、日本語が母国語でない来場者へのアクセシビリティを向上させた。</p> <p>○高齢者・障害者施設等への出張公演について、新型コロナウイルス感染症の影響により訪問が不可能な施設に対しては、特製DVDの作成・配布により対応を行った。</p>

施策目標3 個人や団体の文化・芸術活動を支える

<p>(第3期計画)</p> <p>今後の世田谷の文化・芸術活動を支えていく仕組みづくり・取組みを推進していきます。</p>	<p>(第3期調整計画)</p> <p>文化・芸術活動の継続を支援する仕組みづくりや取組みを推進します。</p>
--	--

【施策の方向1】区民、団体の文化・芸術活動や文化施設等の支援	
<p>主な取組み</p>	<p>・誰もが文化・芸術活動ができる機会や支援の充実</p>
<p>■実績</p> <p>・</p> <p>○評価</p>	<p>■令和4年度の主な実績</p> <p>区民ギャラリー等の貸出 来場者43,000人</p> <p>「せたがやアカペラバトル」の実施 出場者44人 観客207人</p> <p>障害者施設アート・オムニバス展(玉川高島屋)、障害者施設アート展(世田谷美術館)の実施</p> <p>「世田谷区手をつなぐ親の会子どもたちの作品展」実施及びYouTube配信</p> <p>区民講座 978人、生涯学習セミナー 参加者1,261人</p> <p>区民文化祭8件、総合文化祭3件実施</p> <p>陶芸講習会の実施 参加者122人、代田陶芸教室 修了者48人、土と農の交流園講座 125人</p> <p>シルバー工芸教室38人</p> <p>○評価</p> <p>「せたがや元気だせArtsプログラム」補助事業の実施 40件</p> <p>○区民が身近な場で気軽に文化・芸術に触れる機会の充実とともに、魅力的で活気あふれるまちづくりを目指し、引き続き、地域文化芸術振興事業補助金交付事業を実施し、地域の賑わいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業への活動支援を行った。</p> <p>○コロナ禍の令和2～4年度において「せたがや元気だせArtsプログラム」補助事業を実施し、文化・芸術活動の再開・継続が困難な状況にあるアーティストや民間文化施設等への支援に取り組んだ。</p> <p>○障害者施設の美術展の継続開催により、来場者アンケートから障害理解の浸透が伺えた。また、動画配信も併用し、幅広い取組みを行った。</p>
【施策の方向2】次代を担う人材の発掘・育成	
<p>主な取組み</p>	<p>・次代の文化・芸術活動を担う人材の発掘、育成、交流・活動促進</p>
<p>■実績</p> <p>・</p> <p>○評価</p>	<p>■令和4年度の主な実績</p> <p>ネクストジェネレーションの実施</p> <p>世田谷文化生活情報センターでの大学生インターンの受入れ</p> <p>舞台芸術制作に携わる人材育成のためのSPTラボラトリーの実施</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の施設では学生インターンが実施できなかったが、将来を見据えた学生の育成を理論と実践の両面から多角的に実施することで、実践的な学びの機会を提供した。</p> <p>○学芸員の後継者育成に向けた博物館実習の講義や実践を行い、実施後のアンケートでは、参加者の満足度の高さが伺えた。</p>

施策目標4 次代の文化・芸術を担う人材を育む

<p>(第3期計画)</p> <p>次代を担う子どもたちを育むために、これまでの取組みに加え、乳幼児期から遊びの中で、文化・芸術に気軽に触れられる機会の提供を充実させていきます。</p>	<p>(第3期調整計画)</p> <p>次代を担う子どもたちを育むため、全ての子どもや青少年が文化・芸術に触れ、親しむことができる環境づくりと機会の充実に取り組みます。</p>
---	--

【施策の方向1】 次代を担う、子ども・若者の創造性を育む取組みの推進	
<p>主な取組み</p>	<p>・次代の文化・芸術の担い手である子ども・若者が鑑賞・体験できる機会の充実</p>
<p>■実績</p> <p>○評価</p>	<p>■令和4年度の主な実績</p> <p>区立保育園・幼稚園において「どこでも文学館」の実施(各1園) 区立保育園1園において東京都市大学との連携で造形遊び体験を5回実施 区立保育園・幼稚園において昭和女子大学との連携で生楽器の演奏による音楽体験を5回実施 夏休み・冬休みに行われる子ども向けのプログラム広報の発行(夏5,000部、冬4,000部) せたがやジュニアオーケストラの運営・支援 合宿、オータムコンサート、定期演奏会の実施 音楽鑑賞教室 小学5年生 61校 約6,300人 小学校美術鑑賞教室 小学4年生 61校 約6,000人 古典芸能鑑賞教室 小学6年生 61校 約6,300人 図画工作作品展 小学校代表 30校出品 642点 中学校美術鑑賞教室 中学校1～3年生(個人鑑賞) 329人 音楽発表会 中学校1～3年生 22校 545人 演劇発表会 中学校クラブ 6校 92人 ティーンエイジ・カーニバル実施 青年文化祭実施 来館者数586人 出店団体3団体31人、発表8団体81人</p> <p>○小・中学校を対象とした出張ワークショップの実施や、音楽や美術、古典芸能の鑑賞教室を開催し、文化・芸術を鑑賞・体験できる機会の充実を図った。</p> <p>○小・中学校の児童・生徒の創造性を育む取組みとして、作品展や展覧会、発表会を実施し、児童・生徒が自己の表現を発表する場を提供することができた。</p> <p>○世田谷文学館の「どこでも文学館」事業において、オンラインを活用した子ども向けワークショップや出張展示等を実施したところ、参加者や来場者に気軽に文化・芸術を楽しめる機会として好評を得ることができた。</p> <p>○子ども達が豊かな人間性や社会性を身に付けることを目指し実施している「せたがやジュニアオーケストラ」では、感染症対策による制限があるものの、年1回の定期演奏会に加え、他のオーケストラ等との連携事業も実施し、充実した活動を行うことができた。</p> <p>○二子玉川花みず木フェスティバルの一環として将棋事業を実施し、将棋のルールや礼儀作法等を学ぶだけでなく、子ども達が楽しみながら伝統文化に親しむ機会の提供につながった。</p> <p>○中高生がウイズコロナを考慮しながら主体的に実行委員会を運営し、ティーンエイジ・カーニバルを開催することができた。</p> <p>○世田谷パブリックシアター演劇部の取組みを実施し、区大会において成果発表を行うことができた。</p>

施策目標5 文化資源を次代へ継承し、文化・芸術の力を活かし・つなぐ

<p>(第3期計画)</p> <p>世田谷の文化資源や文化・芸術を活かしたまちの魅力づくりを進めていくとともに、海外との姉妹都市交流や東京2020大会、アメリカ合衆国ホストタウン・共生社会ホストタウンへの登録を契機とした様々な国との文化交流を進めていきます。</p>	<p>(第3期調整計画)</p> <p>世田谷の豊かな文化資源を保存・継承・活用する取組みを進めていきます。また、世田谷の豊かな文化資源を活かした国際交流や交流事業等を実施するとともに、様々な支援を通じた多文化共生の推進に取り組めます。</p>
---	--

【施策の方向1】 区や区民の多様な文化資源やせたがやらしさを活かした取組みの推進	
<p>主な取組み</p>	<p>・文化資源などを活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進</p> <p>・文化財の保存と継承</p>
<p>■実績</p> <p>○評価</p>	<p>■令和4年度の主な実績</p> <p>郷土資料館 4講座、野外歴史教室2教室、特別展・季節展・ミニ展示の実施、資料館だより</p> <p>郷土歴史文化特別授業 8校、展示 4校</p> <p>「せたがやの文化財」「文化財調査報告集」「埋蔵文化財調査年報」発行</p> <p>文化財紹介動画制作 1件、無形民俗文化財記録動画 1件</p> <p>○区内に残る貴重な文化財の映像を制作・公開することにより、記録に残すとともに、文化財の普及啓発に繋げることができた。</p> <p>○文化財ボランティアの活動の場を定着させるとともに、新たな活動に向けた準備を進めることができた。</p> <p>○令和4年度にはコロナ禍以前と同様かそれ以上の来場者を数える地域の文化資産を活かしたイベントを実施することができた。</p> <p>○世田谷美術館による「さくら祭」の開催や世田谷文学館による「蘆花まつり」への参加等、地域で開催されるお祭りなどのイベントへの参加・支援を通じて、地域の賑わいの創出に協力するとともに、文化資源の保存・活用に不可欠な地域との連携を進めた。</p>
【施策の方向2】 多文化共生と国際施策の推進	
<p>主な取組み</p>	<p>・外国人への支援や交流事業等の推進</p>
<p>■実績</p> <p>○評価</p>	<p>■令和4年度の主な実績</p> <p>姉妹都市等との交流 オンライン意見交換、オンラインマラソン交流、区内中学校とのダンス交流にほんご交流会 5回、やさしい日本語で街歩き 1回開催</p> <p>ウクライナ支援映画「ひまわり」上映会実施</p> <p>○コロナ禍にあっても、姉妹都市等との交流や国際メッセのオンライン開催など実施方法を工夫しながら実施し、多くの方の異文化理解・多文化共生を考えるきっかけ・機会を創出した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響によりボランティア講座の開催はできていないが、「ウクライナ支援 映画「ひまわり」上演会」の実施や、難民支援や食糧支援をテーマとした多文化理解講座の開催により、多文化共生の意識啓発を行った。</p> <p>○外国人にもわかりやすいホームページの作成に取り組むほか、「やさしい日本語」の活用に向けた「やさしい日本語研修」を実施した。</p>

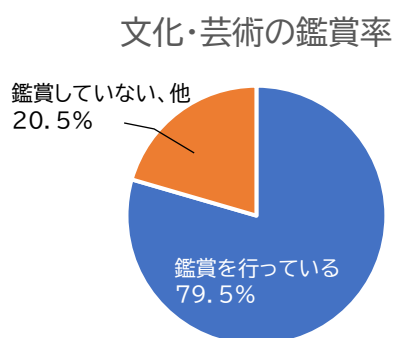
2. 文化・芸術に関する区民意識調査結果<抜粋>

【調査概要】

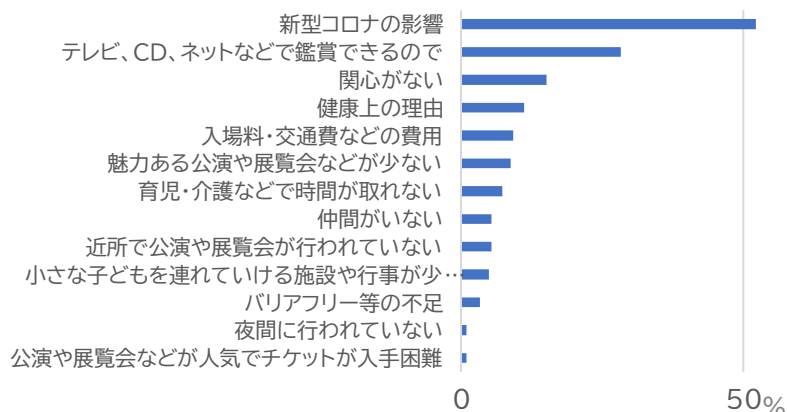
調査の対象	世田谷区に住民票のある18歳以上の区民3,000人(無作為抽出)
調査の期間	令和5年1月6日(金)～1月24日(火)
調査の手法	郵送による配布・回収またはWEB回答
回収数・回収率	回収数1,038、回収率34.6%

(1)区民の文化・芸術の鑑賞率

文化・芸術に関する区民意識調査では、「過去1年間に美術・博物館、音楽、演劇等を会場で鑑賞した(テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を除く)」と回答した人の比率は79.5%でした。一都三県の同様の調査結果と比較すると、8.8ポイント高い結果となっています。



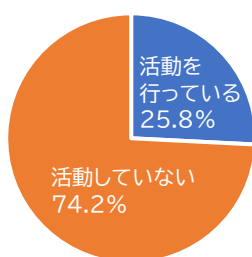
直接鑑賞しなかった理由(複数回答)



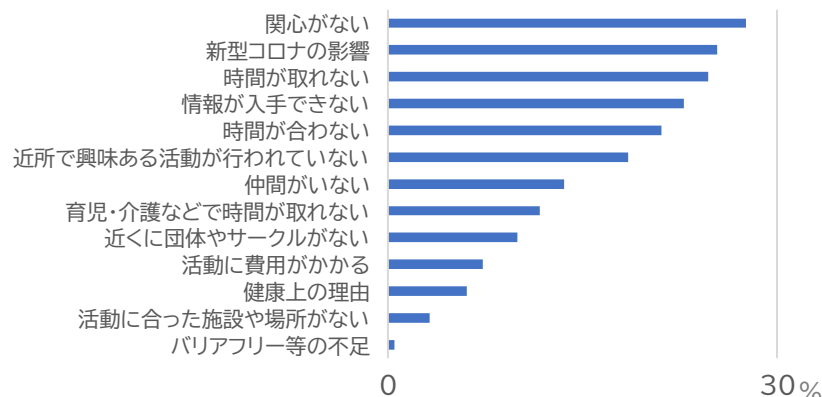
(2)区民の自ら行う文化・芸術活動の活動率

自ら行う文化・芸術活動では、25.8%となりましたが、一都三県の同様の調査結果と比較すると5ポイント高い結果となっています。活動をしなかった理由として「関心がない」が最も高く、文化・芸術への興味を高める取組みが必要であると考えられます。

文化芸術活動の活動率

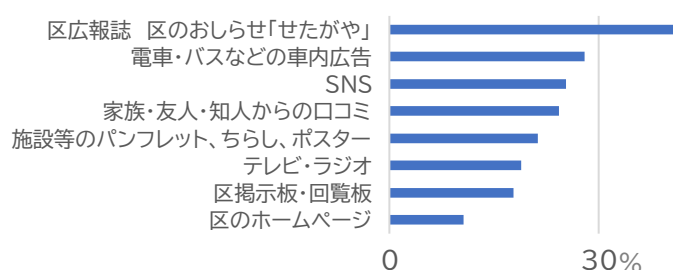


文化・芸術活動をしなかった理由(複数回答)



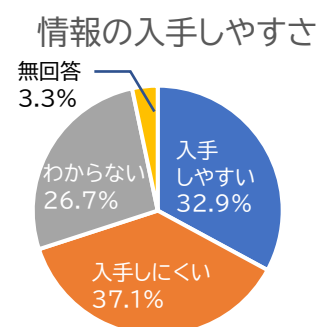
(3)文化・芸術に関する情報の入手手段

区のおしらせ「せたがや」が42.0%と最も高く、「電車、バスなどの車内広告」(28.0%)、と続いており、紙媒体の広報物による情報入手が多いことが分かります。



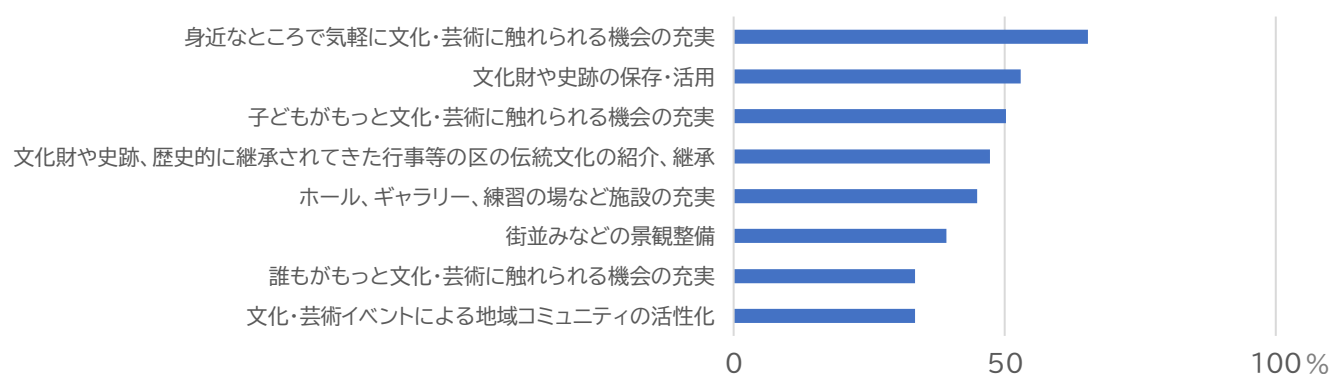
(4)文化・芸術に関する情報の入手しやすさ

入手しにくいと37.1%と最も高く、入手しやすい(32.9%)、わからない(26.7%)と続きます。



(5)世田谷区の文化施策として重視すること

「身近なところで気軽に文化・芸術に触れられる機会の充実」が65.3%と最も高く、次いで「文化財や史跡などを保存・活用し、区の魅力として広くアピールしていくこと」(52.9%)、「子どもがもっと文化・芸術に触れられる機会の充実」(50.2%)と続いており、この3項目が5割を超えています。



3. 第4期文化・芸術振興計画に向けた課題

世田谷区の第3期計画におけるこれまでの取組みや地域の特性、社会背景や区民意識調査結果、第4期文化・芸術振興計画検討委員会における委員の意見等を踏まえ、策定に向けた課題を以下のように整理します。

(1) 情報発信力の強化

紙媒体やインターネット、SNSによる情報発信を行っていますが、文化・芸術活動を行わない人の22.8%は情報が入手できないことを理由に挙げており、調査対象の年齢層と組み合わせで検証した結果、SNSを中心に情報収集を行う若年層に対する情報発信が課題であることがわかりました。

第3期計画ではSNSによる参加型の情報発信を開始し、効果が出てきているため、これらの取組みを続けるとともに、関心・興味がない層へアプローチするための新たな取組みが必要です。

(2) 身近な場所での鑑賞や活動の推進

鑑賞や活動をしない理由で、「新型コロナウイルス感染症の影響」「情報がない」以外では、興味がないことや、時間が合わないこと、場所が遠いことなどが挙げられています。

身近な場所で文化・芸術に接し、関心に繋げていくことや、普段の生活の中で自然と文化・芸術に触れる機会を創出し、鑑賞や文化・芸術活動への動機付けを行う必要があります。

(3) 文化資源の確実な保存

世田谷美術館及び世田谷文学館は開設から30～40年が経過し、老朽化が進む中、美術品・文学資料等を適正に管理・保管し、次世代に確実に継承するため、計画的な改修を行うとともに、区民の文化・芸術へのアクセス機会が損なわれないよう効率的な更新を図っていく必要があります。

(4) 文化・芸術活動場所の拡充

区民意識調査や文化・芸術活動を行う団体に対するヒアリングにおいて、活動場所の不足への声がありました。再整備を行った世田谷区民会館に練習室を新たに設置するなど、活動場所の確保を進めていますが、さらなる充実に向けた取組みが求められています。併せて、活動場所の拡大や予約におけるデジタルを活用した利便性の向上などを図っていく必要があります。

(5) 文化・芸術を通じた交流の促進

文化・芸術活動をしない理由として「仲間がない」が13.6%と高いことがわかりました。文化・芸術を通じた交流により、新たに活動を始めるきっかけづくりを進め、区民同士の交流や区内における文化・芸術活動の活発化を図っていく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化及び芸術に携わる人々は、その魅力に惹かれ移り住むようになりました。その歴史は、今日に受け継がれ、多くの世田谷区民は、区内各地域における活発な演劇活動、多くの文化及び芸術に関する自主的かつ積極的な活動、文化施設を支えるボランティア活動等を行っており、文化・芸術に高い関心を持っています。また、世田谷には、日本の文化・芸術の牽引役として活動されている方も多くいます。さらに、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって、文化・芸術が身近に感じられる環境にあります。

これらは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の大きな魅力でもあります。区はこれらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化・芸術に触れ、文化的な環境を享受し、文化・芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、区としての重要な使命であると考えています。

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

(基本理念)

第2条 文化及び芸術の振興に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。
- (2) 文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。
- (3) 文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

2. 将来像

誰もが文化・芸術を楽しめるまち 世田谷

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が人々の身体的な接触や交流を妨げ、多くの人々が行動変容を余儀なくされました。こうした中であって、当初は不要不急と捉えられることの多かった文化・芸術ですが、不要のものではなく、人々に安らぎや勇気、希望を与えるという本質的価値が改めて認識されました。また、ウェルビーイング⁵の向上を図る上でも、文化・芸術が果たすべき役割が増大しています。

不安な社会情勢が続く中、先の見えない不安感の中を生き抜くには、身体的な健康だけでなく、こころの健康を保つことが重要です。人々の勇気の源となり、生きる力ともなり得る文化・芸術は誰にとっても必要なものであり、誰もが文化・芸術を楽しむことができる環境づくりが区の責務です。

世田谷区には、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷文化生活情報センターなどの区立文化施設をはじめ、民間の美術館や劇場等の文化施設、民家園や古墳などの文化財も数多く存在し、区民が身近に文化・芸術に触れることができる環境があります。

また、区に在住する音楽家や芸術家などのアーティストの数は全国でもトップレベルであり、文化・芸術を通じて地域づくりに積極的に参画している区民や団体が多いこと、区内に多数立地する大学等との連携が活発なことも特徴的です。

地域ごとのイベントや伝統的な祭り、区民による様々な文化・芸術活動が活発に行われる中、三軒茶屋では、「三茶de大道芸」が秋恒例のフェスティバルとして定着するなど、新しい文化が生まれて根づいていく、文化の輪が広がっています。

こうした文化的環境を活かし、年齢、国籍、障害の有無、また経済的状况にかかわらず、区民の誰もが文化・芸術に親しみ、文化・芸術活動を行い、住んでいて楽しい、住み続けたいと思われるまちであるために、本計画に基づく施策の推進により、将来像の実現を目指します。

⁵ ウェルビーイング：身体的な健康だけでなく、精神面、社会面も含めた全てにおいて良好な状態のこと。

3. 基本目標

区民が世田谷の財産である文化・芸術に関心を持ち、主体的に活動することによって、人と人、地域等とのつながりが広がり、まちの魅力や活力が向上していきます。また、文化人・芸術家が居を構え、活発な創作活動を重ね、築き上げてきた世田谷の文化・芸術を子どもや若者の世代に確実に引き継いでいくとともに、乳幼児期から文化・芸術に触れ、創造性を高めることが、これからの時代を生き抜く力を育むために重要な取組みとなります。

区民が文化・芸術に身近に触れ、楽しむことで、こころの健康につながる心の豊かさを育み、様々な価値観を知り、多様性を受け入れるとともに、自らの文化・芸術活動への参加機会へとつながっていきます。

将来像の実現に向け、このような展開を図っていくために、横断的に取り組むべき基本目標を掲げ、具体的な取組みを推進していきます。

< I 区民が文化・芸術を身近に感じられる取組みの充実 >

多彩で豊富な文化資源など世田谷の文化・芸術を誰もが知り、身近に感じることができるよう、情報発信や実施方法・実施場所などの工夫により、文化・芸術に関する情報の得やすさや、区民が主体的に参加しやすくなる取組みを充実させていきます。

< II 文化・芸術活動の場や機会の充実 >

再整備を行っている世田谷区民会館を区の文化・芸術活動の新たな拠点として位置づけ、区民や文化・芸術活動団体の交流の機会を提供することにより、世田谷区の文化・芸術を活性化させるとともに、文化・芸術活動の場や機会の充実を図ります。

< III 多様な文化・芸術の発展と次世代への継承の推進 >

世田谷区内の歴史的建造物などの文化資産、風景、食文化などの文化的環境や地域・地区特性を活かしたまちづくり、文化的環境及び伝統文化の保存・継承の取組みの推進を図ります。

4. 成果指標

本計画で掲げた将来像の実現に向けて、第3期計画策定時に設定した成果指標を引き続き本計画の成果指標として位置づけ、進捗の把握や評価を行います。

なお、中間目標の達成状況により、必要に応じて実態に応じた修正を検討します。

成果指標	現況値 (令和4年度)	中間目標 (令和9年度)	計画目標 (令和13年度)
文化・芸術に親しめる環境の区民満足度	55.6%		
鑑賞活動への区民参加の割合	79.5%		
文化・芸術の創作活動等への区民参加の割合	25.8%		

※目標値は、計画案で記入します。

5. 推進体制(連携強化)

(1) 区内連携

本計画では、文化・芸術の振興が区民生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するものであることを改めて認識し、まちづくりや教育、産業、福祉など幅広い分野を対象として、総合的に文化政策を推進することを目指しています。

文化芸術基本法においても、文化・芸術のみを振興するのではなく、他の行政分野と連携して総合的に推進するとされています。

区では、これまでも教育や福祉、産業、まちづくりなどとも連携を図りながら文化政策を推進してきました。本計画の推進にあたっては、文化の範囲を広く捉え、これまでの区内における関係部署との連携・協力を継続しながら、より発展的な取組みを進めていきます。

(2) 公益財団法人せたがや文化財団との連携・協力

せたがや文化財団は、区における質の高い文化・芸術事業の展開と区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、平成15年4月に設立されました。平成23年4月には公益財団法人となり、文化・芸術に関する活動の幅を広げています。

せたがや文化財団が持つ6つの分野、「生活デザイン」「演劇(舞台)」「美術」「文学」「音楽」「国際交流」で培ってきたノウハウを活かし、質の高い魅力ある事業を展開していきます。

本計画の将来像「誰もが文化・芸術を楽しめるまち 世田谷」の実現に向け、4つの取組みの方向性「触れる」「楽しむ」「創る」「繋がる」に基づく具体的な取組みを、せたがや文化財団の総合力、専門能力を活かしながら、更なる連携強化を図り、推進していきます。

(3)多様な主体との連携

本計画を着実に推進し、世田谷の文化・芸術を振興していくためには、区民、地域の文化・芸術活動団体、アーティスト、商店街、NPO、民間の文化施設、大学等の教育・研究機関、さらに文化・芸術に関心を持つ様々な人々と連携・協働して取り組むことが重要です。

区は、これまでも様々な団体や関係機関等と連携を図りながら文化・芸術振興の取組みを進めてきましたが、今後も多様な主体と連携を図り、区の文化・芸術施策の充実に取り組めます。

第5章 計画の内容

1.取組みの方向性

条例で掲げた基本理念と本計画で掲げる将来像の実現に向け、基本目標の達成に繋がる4つの「取組みの方向性」を設定します。

1 触れる

文化・芸術に関する情報発信の取組みや、気軽に鑑賞ができる環境の整備などにより、まずは「文化・芸術に触れる」ことが重要です。従前の取組みに加え、これまで文化・芸術に親しむ機会が少なかった方や関心が低い方に対する情報発信や、文化・芸術の楽しさや魅力に触れる機会の創出に取り組めます。

【取組み内容】

- 様々な世代に向けた多様な手段による情報発信
- 誰もが、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実

2 楽しむ

文化・芸術に関心を持った方が、日常的かつ継続的に楽しさや魅力を感じることでできる機会を用意し、さらに関心を深めることができるよう取組みの充実を図ります。

【取組み内容】

- 文化・芸術を楽しめる場や機会の提供
- 文化・芸術を楽しむ人の交流の場や機会の提供
- まちなかで文化・芸術を楽しめる取組みの充実

3 創る

自ら文化・芸術活動を行う方や、新しく活動を始める方に対して、その機会や支援の充実を図ります。また、世田谷の多種多様な文化に目を向け、区の魅力として広めていく取組みを進めます。

【取組み内容】

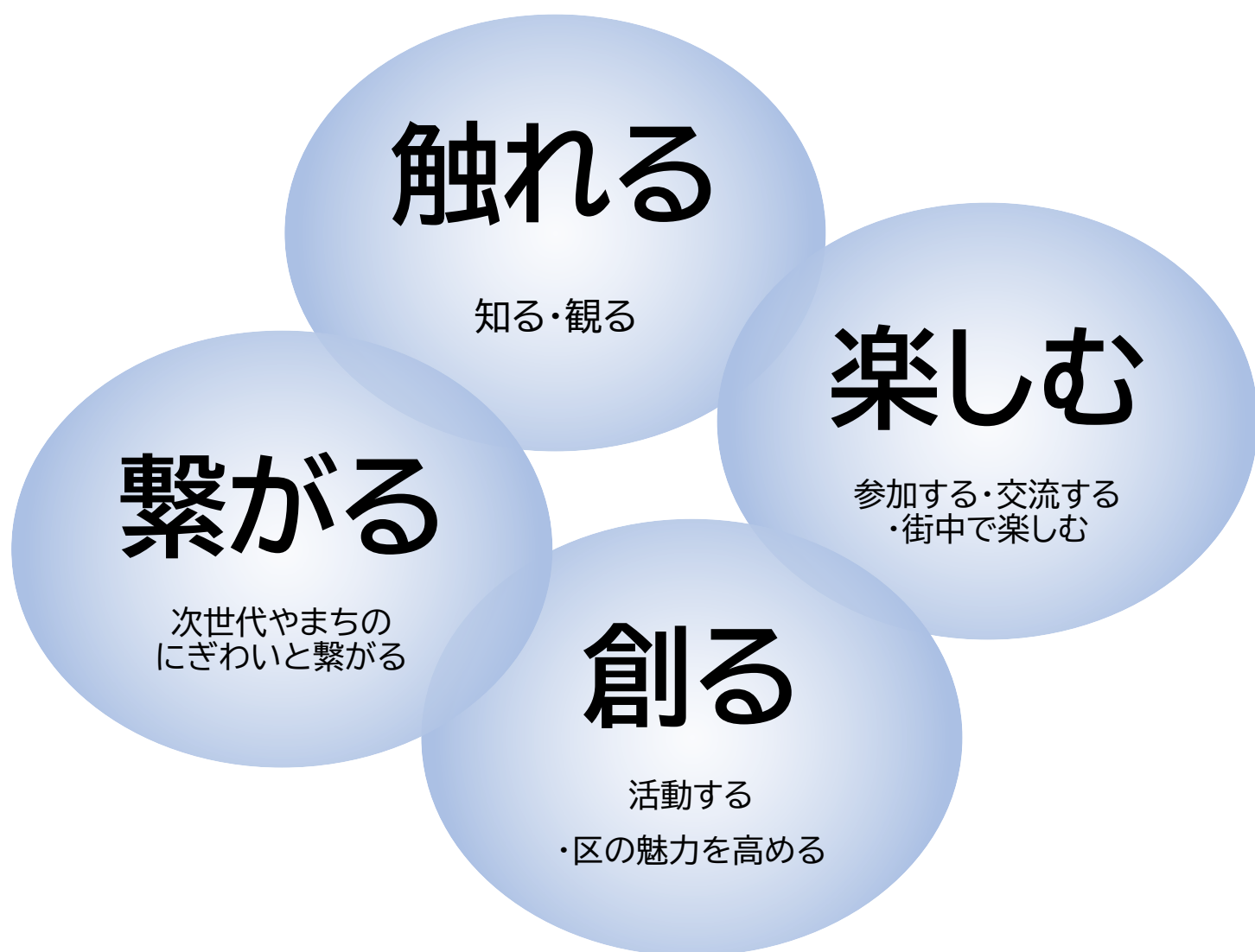
- 誰もが、文化・芸術活動をできる機会や支援の充実
- 世田谷の多種多様な文化を広める取組みの推進

4 繋がる

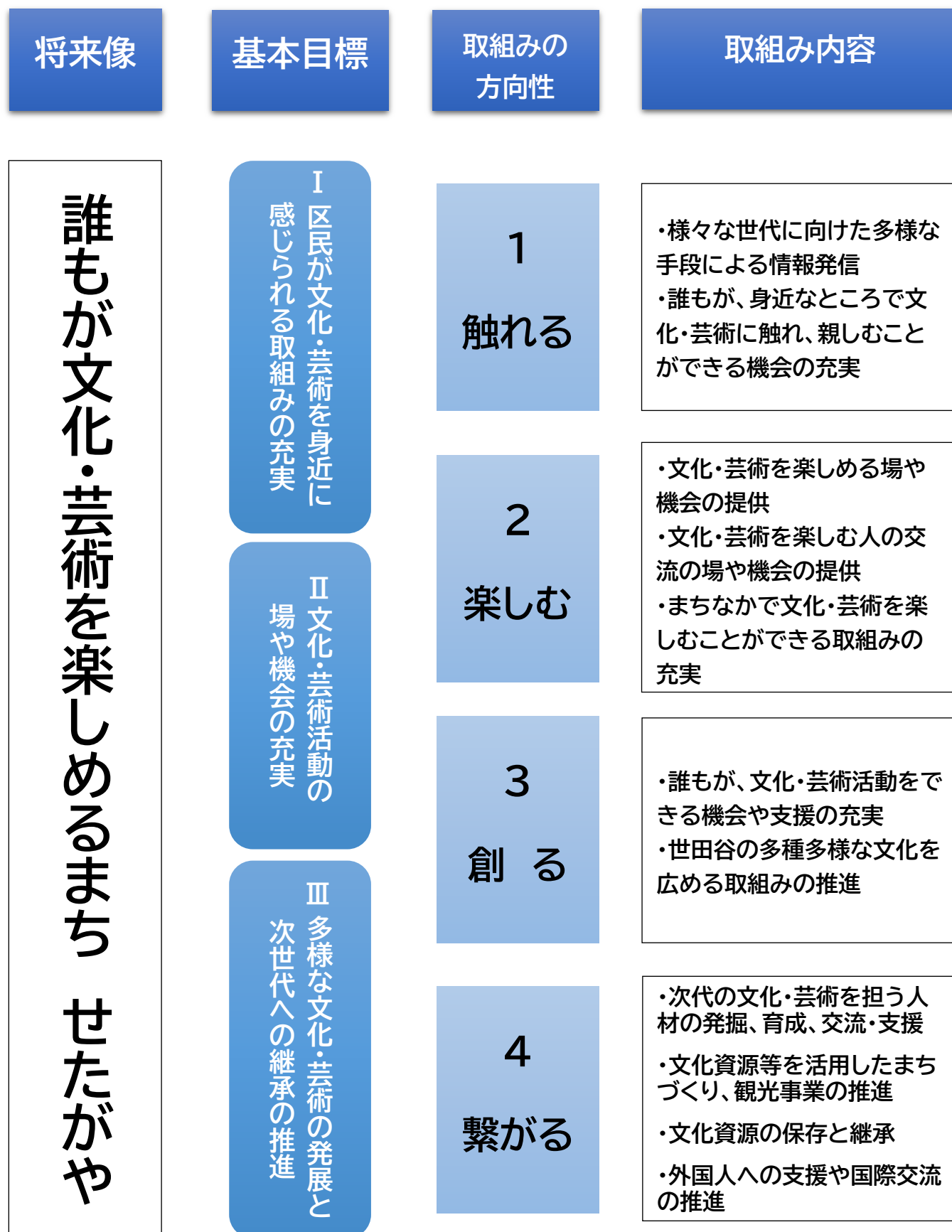
これまで続いてきた文化・芸術の歴史を絶やさず、さらに発展させていくために、新たな担い手や団体間の交流促進に向け、支援を行います。また、区内にある様々な文化資源を保存・継承するとともに、活用により世田谷区の魅力を高める取組みを行います。

【取組み内容】

- 次代の文化・芸術活動を担う人材の発掘、育成、交流・支援活動
- 文化資源などを活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進
- 文化資源の保存と継承
- 外国人への支援や国際交流の推進



2.計画の体系



取組みの方向性1:「触れる」

区民の文化・芸術鑑賞率は79.5%と、周辺自治体と比べても高い結果となっていますが、自ら行う文化・芸術活動については29.5%にとどまり、活動を行わない理由のうち最も多かったものが「関心がない」というものでした。

文化庁が令和4年に実施した「文化に関する世論調査」において、地域の文化芸術活動に「関心がない」という人たちは、ウェルビーイングが低い傾向にあることが示されており、ウェルビーイングの向上の観点からも、文化・芸術への関心の必要性が高まっています。また、令和4年に東京都が策定した「東京文化戦略2030」においても、4つの戦略の1つ目として、「人々のウェルビーイングの実現に貢献する」と謳われています。

博物館の持つ癒しやリフレッシュ効果を血圧や心理測定で数値化し、健康増進や疾病予防に活用する取組み「博物館浴」の研究が国内の大学等で進められており、怒り、混乱、うつといった精神状態を示す数値が多くの参加者で低下し、血圧が正常値に近づく傾向が見られたとの研究結果もありました。

こうしたことも踏まえ、これまで文化・芸術に親しむ機会が少なかった方や、関心が低い方に対する情報発信を強化し、さらに多くの区民が文化・芸術の楽しさや魅力に触れる機会の創出に取り組んでいきます。

【取組み内容】

- ①様々な世代に向けた多様な手段による情報発信
- ②誰もが、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実

①様々な世代に向けた多様な手段による情報発信

区内には、様々な文化施設が立地し、日々公演や展示、イベント等の様々な催し物が行われ、各施設や開催団体等からは多様な情報が発信されています。コロナ禍により、社会全体でデジタル化が進み、情報発信のあり方も、従来の紙媒体を中心とした発信から、ホームページやSNS等を活用した発信へと手法の変化が見られています。世田谷区が令和4年に実施した調査(※)では、年齢層によって情報を得る手段に違いが見られる結果となり、紙媒体を活用した発信に加え、SNSによる情報収集を中心とする概ね40代以下の年齢層に対しても効果的に情報発信を行う必要があります。

また、障害のある方に向けた発信のあり方について、文化・芸術に触れる機会が一層増えるよう取組みを進める必要があります。

※文化・芸術に関する区民意識調査:文化・情報に関する情報の入手手段として、40代以下の年齢層では、SNSを回答した割合が他の手段に比べて高いのに対し、60代以上の年齢層では、区広報紙や新聞・情報誌等の紙媒体が最も多いことがわかりました。一方で、文化・芸術

に関する情報が入手しやすいかを尋ねると、40代以下は「入手しにくい」と回答した割合が最も高く、60代以上は「入手しやすい」と回答した割合が最多となりました。

◆オンライン・紙媒体による多様な情報発信

世田谷区のホームページを閲覧した方にとって、区の文化・芸術に関する取組みが分かりやすいよう、新たに、区の文化・芸術に関する様々な情報を「(仮称)世田谷区文化・芸術ポータルサイト」に整理し、各取組みに繋げることが可能となる情報発信に取り組めます。

また、SNS、動画配信等のオンラインによる情報発信を強化し、様々な年齢層に対する多様な発信を行うとともに、美術館や文学館での撮影可能な展覧会や撮影スポットの設置など、SNSを活用した情報の受け手側からも広がる区民参加型の情報発信を行います。

一方、SNSの特性上、文化・芸術に興味がない人に対して情報発信を行うことが難しいため、情報の性質に応じて発信媒体を使い分けることなどにより、新たな層への広報を進めていきます。

ホームページやSNS等のオンラインによる発信とともに、引き続き、冊子や音声コード等も活用し、広く区民に対する情報の発信を行います。

◆世田谷の文化的な魅力についての情報発信

「せたがやガイドブック」の発行等により、各地域にある自然や文化施設、歴史的建造物、また地域の文化の特色や観光スポットを紹介していきます。

また、生活や文化が感じられる街並みや、商店街の賑わいなど、区民が誇りと愛着を持っている風景についての情報発信を行い、区内の身近で魅力ある風景を紹介します。

◆生涯学習等に関する情報発信

区が実施する生涯学習講座、区内大学との連携による学習講座や区内大学の公開講座について、区ホームページ掲載や区窓口、区施設等でのパンフレット配布等により、生涯学習に関する情報発信を行っていきます。

◆デジタルミュージアム等による世田谷の歴史・文化・芸術に関する情報発信

指定文化財をはじめ、郷土資料館や民家園で収蔵している歴史、民俗などに関するデジタルデータや動画コンテンツをインターネット上で閲覧できる「世田谷デジタルミュージアム」により、多くの方が手軽に区の歴史・文化に触れることができるよう情報発信します。

また、世田谷文学館では、収蔵資料のうち、森鷗外家族資料など、特徴のある一部のコレクションについてホームページから内容を確認することができる「コレクション検索」により、世田谷文学館への関心を高めるための情報発信を引き続き行っていきます。

同様に、世田谷美術館でも、アンリ・ルソーや素朴派の作品など、充実したコレクションの一部をホームページ上で公開していきます。

②誰もが、身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実

区内の文化施設では、国内外に誇れる、多彩な文化・芸術活動が行われています。また、各地域では、まちの魅力を高め、活性化を図るために、様々な活動が展開されており、これらの活動を契機として新たに文化・芸術に関心を持つ区民が増えています。

また、文化庁における文化芸術の振興に関する基本的な方針の中でも、すべての子どもや若者が、学校や地域において優れた文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、心豊かな子どもや若者の育成を図ることとしています。

前出の文化・芸術に関する区民意識調査においても、区の文化施策に対し期待することとして、「身近なところで気軽に文化・芸術にふれる機会の充実」が65.3%と、最も高いものとなっています。

年齢、国籍、障害の有無、また経済的状況にかかわらず、誰もが文化・芸術に触れ、鑑賞、体験、参加し、親しむことができる環境の充実を図ります。

◆身近な場所での鑑賞機会の充実

区民センター等、身近な場所でのプロによるコンサートや寄席、落語会等の開催により、気軽に鑑賞する機会を充実し、文化・芸術への興味・関心を高めていきます。

◆学校や施設等における身近な鑑賞・参加機会の提供

学校や幼稚園、高齢者・障害者施設等への出張公演やワークショップ、出張展示の実施により、様々な方が身近な場所で鑑賞・参加できる機会を提供します。

◆子どもの鑑賞・参加機会の充実

すべての子どもが文化・芸術に親しむことで、自らの才能や個性に気づき、将来の夢や目標を発見し、成長できるよう、保育園や幼稚園、学校等や各文化施設が連携し、年齢に応じた文化・芸術を体験・創造する機会を充実していきます。また、文化・芸術体験を通じて、子どもたちの非認知的能力⁶等、「これからの社会を生き抜く力」の伸長を図っていきます。

◆子育て中の方への鑑賞支援

ひととき保育や託児サービスなど育児期の方に向けた取組みや、親子で参加できるプログラム、親子観覧室の整備など、親子で文化・芸術を鑑賞できる環境の充実を図ります。

⁶ 非認知的能力…我慢強くやり遂げるような自制心、実行機能と呼ばれる能力、人と協働できる能力など。非認知能力は、意欲・意思、自覚し見渡す力、人と協力する力等を含み、乳幼児期・学童期・思春期を通して育つ。

◆区の文化資源を活かした鑑賞機会等の充実

世田谷パブリックシアターや世田谷美術館など区の文化施設において、国際的作品の招聘や、国内の公共劇場・美術館との広報協力、共同制作を進めることにより、さらに質の高い芸術に触れる機会の提供を進めていきます。

また、区内を学芸員とともに実際に歩きながら学ぶ「野外歴史教室」の開催や、区内の民間文化施設との連携により、区民がより多くの文化・芸術に触れる機会の拡大を図っていきます。

取組みの方向性2:「楽しむ」

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類となったことを契機に、コロナ禍において制限されていたお祭りなどのイベントが、コロナ禍前のような形態で再開し始めています。令和4年度に実施した文化・芸術に関する区民意識調査においても、文化・芸術イベントなどによる地域コミュニティ活性化への期待が、平成28年度調査時から約3倍に増え、地域の中で楽しみたいという意識が見られます。

また、令和5年度に完成する世田谷区民会館が新たに文化・芸術の拠点と位置付けられ、室内音響性能が向上し、より質の高い文化・芸術を鑑賞できるようになりました。さらに、区民会館ホワイエにおける絵画の常設展示や集会室を利用したワークショップ等、気軽に立ち寄って文化・芸術に触れ、参加や交流によって楽しめる場所として生まれ変わります。既存の文化資源も活用しながら、「誰もが文化・芸術を楽しめるまち せたがや」の実現に向けた取組みを進めていきます。

【取組み内容】

- ① 文化・芸術を楽しめる場や機会の提供
- ② 文化・芸術を通じた交流の場や機会の提供
- ③ まちなかで文化・芸術を楽しむことができる取組みの充実

① 文化・芸術を楽しめる場や機会の提供

文化・芸術に触れ、興味を持った人たちが、実際に体験したり、文化・芸術を通じた交流を楽しんだりすることで、日々の暮らしを豊かに彩り、文化・芸術に関する関心をさらに高めていきます。

◆伝統文化を楽しむ機会の提供

区民センター等で行う「新春寄席」、「着物着付け教室」や「茶の湯教室」、「子供踊り教室」や、地域のお祭りやお囃子等を通じ、伝統文化を体験することの楽しさや地域での交流の促進を支援していきます。

◆文化・芸術の参加機会の充実

ワークショップや教室・講習会の実施など、実際に体験する機会を通じて豊かな感性や表現力を育むとともに、ストレスの解消や心の安定を図り、文化・芸術を楽しむ人の増加を目指します。

小・中学生に対しては、夏休みや冬休みなどの長期休みに合わせて実施することで、参加機会を拡充していきます。

◆映画や様々な体験を楽しむ機会の提供

子どものための国際映画祭である「キネコ国際映画祭」を共催実施することにより、映画・映像を通じて子どもたちが国際性や道徳を学び成長する機会を提供するとともに、様々な体験を通じて、親子で楽しめる機会を提供します。

◆デジタル技術を活用した文化・芸術を楽しむ機会の提供

鑑賞者のアクションによって変化が起こる参加型の「インタラクティブ・メディアアート」や、VRによる劇場紹介など、デジタル技術を活用した取組みにより、文化・芸術体験への接点を拡大し、より楽しめる機会を提供します。

◆誰もが文化・芸術を楽しめる環境の整備

施設のバリアフリーや、車いす・音声イヤホンの貸出、補聴システムの設置、手話通訳等の配置、多言語表記の充実などにより、ユニバーサルデザインに基づいた、誰もが文化・芸術を楽しむことができる環境の整備を継続して進めていきます。

◆高齢者の文化・芸術活動支援

文化等を学び、体験する継続的な講座やセミナーの開催により、生涯を通じた学びや交流、生きがいに繋げ、いきいきと楽しく過ごす機会を提供します。

◆昔の暮らしや風習などを体験する機会の提供

民家園で行っている「昔の農村体験」や「民家園教室」などの体験事業の実施を通じ、かつての世田谷の農村の暮らしぶりや風習を体で感じ、楽しみながら、歴史文化の次世代への継承を図っていきます。

また、「第二のふるさと」である群馬県川場村において、日本の伝統的な技術を学び、体験することで、自然の中で文化を楽しむ機会を提供します。

② 文化・芸術を通じた交流の場や機会の提供

文化・芸術を通じた交流は、異なる文化や価値観を共有し、相手の立場や視点に対する理解、尊重に繋がります。このような交流は、地域や社会の結束力を高めるだけでなく、個人の成長や多様性の受容力をもたらし、新たなシナジーによる文化・芸術活動の活性化が期待できます。

◆地域発信の文化・芸術による交流促進

地域団体や地域住民、小・中学生による音楽会等を通じて、コミュニティの醸成や交流の促進を支援していきます。

◆文化・芸術活動団体間の交流支援

世田谷区民会館を活用し、地域で活動している文化・芸術活動団体同士の交流のきっかけづくりを行い、横のつながりの創出を図ります。

③ まちなかで文化・芸術を楽しめる取組みの充実

文化施設に行かなくても、休日の商店街や公園などを散歩していると自然に文化・芸術に出会える、歩いていて楽しいまちとなるような取組みを進めていきます。

◆地域団体による文化・芸術を楽しむ場づくりの支援

地域で活動する詩吟や民謡、日舞など様々な団体の発表会や、地域団体による寄席などを開催し、地域自らの力で文化・芸術で楽しむ場を作る支援をしていきます。

◆まちの中で文化・芸術を楽しむ機会の提供

商店街、町会・自治会、ボランティア等との連携により、街全体が劇場となる「世田谷アートタウン『三茶de大道芸』」の実施のほか、屋外でのコンサートや、商店街等のイベントへのアーティスト派遣、区内文化施設の近隣で開催される祭りなどの地域行事の開催協力等により、まちなかで文化・芸術を楽しむ機会を提供していきます。

また、様々な場所での音楽等のパフォーマンスが可能となるよう検討していきます。

取組みの方向性3:「創る」

文化庁が令和4年に行った調査では、1年以内に文化活動を実践した方は、活動しなかった人たちに比べ、より人生の意義(ユーダイモニア)を感じる経験頻度が高かったことが示されています。

近年では、ビジネスシーンでもデザイン思考やアート思考に注目が集まり、創造性を育み、豊かな人間性の涵養に繋がる、自身で行う文化・芸術活動へのニーズが高まってきています。

区民の文化・芸術活動を支援することで、文化・芸術の土壌を豊かにし、活動や交流の活性化を図っていきます。

また、世田谷区の多種多様な文化を広めることで、区のブランド力を向上し、区の魅力を高める取組みを進めていきます。

【取組み内容】

- ①誰もが、文化・芸術活動ができる機会や支援の充実
- ②世田谷区の多種多様な文化を広める取組みの推進

①誰もが、文化・芸術活動ができる機会や支援の充実

年齢、国籍、障害の有無、また、経済的状況にかかわらず、区民の誰もが多様な文化・芸術活動ができるよう、身近に文化・芸術活動に取り組める場の充実を図っていきます。また、障害者の創作活動を支援し、作品の魅力を発信するとともに、障害者が文化・芸術活動に参加しやすい環境の整備に取り組んでいきます。

◆地域の文化・芸術活動団体の発表の場の提供

区民センター利用団体や、生涯学習セミナー修了者の団体の発表会等の開催により、地域で文化・芸術活動を行う団体の発表の場を提供し、文化・芸術活動への意欲の向上に繋がっていきます。

◆民間文化施設との共催による子どもの作品展の実施

「公益財団法人岡田茂吉美術文化財団」及び「MOA美術館世田谷児童作品展実行委員会」との共催により、区内小学生の絵画の作品展を実施し、子どもの豊かな感性や情操の育成に向けた取組みを推進します。

◆若者が主体的に参画し、地域で活躍し、社会性を育む機会の創出

音楽活動やダンス活動等をしている中高生が開催する「ティーンエイジ・カーニバル」や、青少年交流センターで活動する若者の団体が参加する「青年文化祭」を自ら企画・運営することにより、地域と関わり、交流する機会を提供します。

また、「ダンスフェスティバルSETAGAYA」では、区内の高校や大学からも参加を募り、ジャンルを問わないオリジナルダンスの発表や、交流の機会を創出します。

◆全区的な発表の場の提供

幅広い区民の参加による活動成果の発表の場として、区内の芸能、芸術を一同に集める「総合文化祭」とジャンル別の「区民文化祭」の開催や、高齢者相互、高齢者と地域社会とのふれあいを深めるため、高齢者の祭典である「いきいきせたがや文化祭」を開催することにより、文化・芸術活動への意欲を高め、交流の促進や地域の文化・芸術の発展を支援していきます。

◆文化・芸術の練習や発表の場の充実

世田谷区民会館は練習室が2室あり、ホールの利用を伴わない貸出が可能となります。新しくドラムセット等の備品も追加し、活動の幅が広がります。

そのほか、アマチュア団体の発表の場として世田谷パブリックシアターやシアタートラムでフリーステージを開催し、活動支援を行うほか、「区民絵画展・写真展」や「世田谷文学賞」を実施し、日々の活動の成果を発表する場を提供することで、文化・芸術活動の振興を促進します。

◆文化・芸術活動団体への支援

区民の文化・芸術活動の支援や、文化・芸術によるまちの賑わい・魅力の創出支援の取組みを進めるため、区民が鑑賞や参加することができる文化・芸術事業に対する補助を行うほか、区内で実施する文化・芸術事業の広報を支援します。

◆障害者の文化・芸術活動支援

障害者アートの美術展を様々な場所で開催することで、障害者の文化・芸術活動を支援し、障害への理解促進を図ります。

◆部活動の地域移行に向けた取組みの支援

中学校部活動の地域移行に際し、せたがや文化財団の専門性を活かして取組みを支援していきます。

◆地域のアーティストが活躍できる仕組みの導入

世田谷区で活動するアーティストを公募し、区内イベント等への出演依頼のマッチング支援、区立施設等における活動場所の提供、アーティスト紹介動画の発信を行っていきます。アーテ

ィスト活動の支援により、区内の文化・芸術活動がより活発になり、文化・芸術であふれるまちを目指します。

②世田谷の多種多様な文化を広める取組みの推進

世田谷区には、公立劇場や美術館、古墳や歴史的な建造物、また地域ごとの伝統的な祭りやイベントなど、様々な文化が根付いています。また食文化においては、パンやスイーツの街としても名高く、世田谷パン祭りは2日間で約5万人が来場する日本最大級のローカルイベントとなり、いまや世田谷の食文化を象徴するものとなっています。

こうした多種多様な魅力を区内外に広め、区内の文化のみならず、観光や経済などの活性化に繋げていきます。

◆区立文化施設における世田谷発の文化発信

全国的にも評価の高い公立劇場である世田谷パブリックシアターにおいて、未来に向けて文化的・芸術的財産として再演を繰り返すことができる高品質な舞台作品を制作するほか、世田谷文学館では、企画した展覧会を全国に巡回させるなど、世田谷から全国へと文化の発信をしていきます。

◆地産地消の取組みや区内産農作物の発信

世田谷で生産された野菜・果実・花などを「せたがやそだち」と称し、区内小・中学校での給食への活用や飲食店での使用店登録制度による地産地消の取組みや、小学校での花の栽培指導など区内産農作物のイメージアップとPRを図っています。また、世田谷区の地場野菜である大蔵大根を使った野菜ソムリエによる料理レシピの紹介や、子どもたちが献立を考える学習などを行うことで、食育の推進や伝統的な食文化の継承に繋げています。

◆食文化の振興・継承に係る取組みの推進

食育動画や区ホームページ「食育ポータルサイト」を通じて、一汁三菜を基本とした和食や、季節の移ろいとともにある行事食など伝統的な食文化を発信し、次世代へつなげる食育に取り組んでいます。学校や保育園、地域等と連携して、こんぶやかつお節などのだし、しょうゆなどの発酵調味料、伝統野菜等伝統食材を活用した食事、箸等食具の取扱いやしつらいなどの「食」の体験を通じ、家庭や地域に向けた食育を推進していくことで、食文化の普及・啓発を進めます。

また、「食」をテーマとしたイベントの開催や、民間団体の食に関するイベント支援等を通じ、食文化の振興と地域の活性化を図っていきます。

取組みの方向性4:「繋がる」

世田谷には、地域に根差し、受け継がれてきた歴史や文化財、史跡、建造物などとともに、人々の暮らしの中で育まれてきた伝統文化や風景が数多くあります。今後も、こうした世田谷の豊かな文化資源を守り、次世代へ継承するため、確実な保存の取組みを進めていきます。

また、世田谷の豊かな文化資源を活かした国際交流や交流事業等を実施するとともに、様々な支援を通じた多文化共生の推進に取り組めます。

【取組み内容】

- ①次代の文化・芸術活動を担う人材の発掘、育成、交流・支援活動
- ②文化資源などを活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進
- ③文化資源の保存と継承
- ④外国人への支援や交流事業等の推進

①次代の文化・芸術活動を担う人材の発掘、育成、交流・支援活動

これからの文化・芸術の創造を担う若手アーティストの支援や、その創作活動を支える専門的な人材の育成・支援に取り組んでいきます。また、文化施設等で実施する事業や育成プログラムの実施により、生きがいや心の豊かさの醸成にも繋げていきます。

◆次代の担い手を生み出す取組み

有望な劇作家、演出家、劇団の発掘、育成を図る事業を実施することで、次代の担い手を発掘し、育成していきます。

◆専門的な人材育成、交流・支援

世田谷美術館や世田谷文学館において、区内大学からの学生インターンシップや研修生の受け入れや、学芸員の資格取得を目指す実習生等の受け入れ、中学生の職業体験の受け入れ等により、文化・芸術を支える人材の育成に取り組めます。

◆ボランティアの育成・交流

文化・芸術活動を支えるボランティアの積極的な募集と、事業を通じたボランティア育成と世代を超えた交流を推進します。

②文化資源等を活用したまちづくり、観光事業の取組みの推進

世田谷の豊かな文化資源などを活用して、地域の魅力を引き出し、地域経済の活性化に繋がっていきます。歴史的建造物や伝統文化行事など、地域特有の文化資源を活かした活用は、地域の発展のみならず、世田谷にしかない魅力を求めた観光客の来訪を促します。また、住民や観光客が共に楽しむイベントは、地域の結束力を高め、地域に愛着を持つ人材の定着に繋がります。

◆文化施設の地域連携

美術館や文学館をはじめとする区立文化施設を中心に、民間を含めた区内の多様な文化施設において、地域連携を図り、地域行事の参加や支援を行うことで、地域との交流を深めるとともに、文化・芸術を楽しむ場であることを積極的に発信していきます。

◆地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会の提供

地域の文化資源を活かした取組みや、東京都指定無形民俗文化財である「世田谷のボロ市」をはじめとしたイベントの支援等を通じて、各地域の歴史や文化を次代に継承する取組みを展開していきます。

また、地域に密着したテーマを中心にした講座を実施することにより、区民が地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供していきます。

◆地域の歴史を知り、体験する機会の提供

かつての世田谷の農村の暮らしぶりや風習などを体験できるイベントや、区内を実際に歩いて歴史を学習する教室の実施などにより、区民が実際に地域の歴史を感じ、体験する機会を提供していきます。

◆世田谷らしい風景の保全と創出

区民一人ひとりが愛着と誇りを持てるような魅力あるまちを形成していくため、「世田谷区風景づくり条例」と「風景づくり計画」に基づき、区民・事業者・行政が協働して風景づくりを進めていきます。地域の個性ある風景づくりを進めると共に、地域資源の有効活用を図るなど、世田谷らしい風景の保全と創出に努めていきます。

また、世田谷の特徴でもある、公園緑地、住宅地の緑や社寺林、農地、国分寺崖線のまとまりある緑や湧水など、多様で良好なみどりを守り、育てていく取組みを進めていきます。

③文化資源の保存と継承

文化資源とは、人々の歴史や習慣、伝統や芸術など多岐にわたる文化の遺産です。これらを確実に保存し、次世代へと継承することは、人々が自らの歴史や文化を理解し、共有するための重要な手段となるとともに、地域のアイデンティティの形成にもつながります。

◆文化・芸術施設の計画的な改修と美術品・文学資料の保存・収集・活用・継承

区立文化・芸術施設は、開設から相当期間が経過し、老朽化が著しく進行しています。美術品や文学資料を保存し、次世代に確実に継承していくため、計画的に施設の改修を進めていきます。また、収蔵作品の積極的な活用を図るとともに、収集した美術品・文学資料を適切に保存するための収蔵庫の整備等を進めます。

◆文化財の保存

「世田谷区文化財保護条例」に基づき、文化財のうち、特に重要なものを登録・指定し、保存を支援していきます。

「世田谷区文化財保存活用基本方針」に基づき、文化財を取り巻く様々な課題を踏まえた総合的な取組みを推進していきます。

また、解体や土木工事により保存することができない歴史的建造物や埋蔵文化財等についても適切な調査、研究に基づく記録の保存や成果の公開により、文化財保護への理解の向上を図っていきます。

◆地域における文化財保護の担い手の育成

地域における文化財の保存や活用の担い手を育成し、歴史や文化についての解説・案内ボランティアの活動の場を創出していきます。

◆地域の歴史や食文化を学ぶ機会の提供

民家園において、かつての世田谷に見られた季節ごとの農作物を栽培展示するとともに、収穫した農作物などを活用し、農家などが行っていた「ハレの日」の食の展示やお供え物作りの実演、うどん打ちなどの体験を通して、区民が地域の歴史や食文化を学ぶ機会を提供し、歴史文化の次世代への継承を図っていきます。

④外国人への支援や国際交流の推進

世田谷の豊かな文化資源を活かした国際交流や、外国の文化・習慣等に対する相互理解を深める講座等を通して多文化共生を進めていきます。

また、外国人向けの多言語化や「やさしい日本語」の活用、日常生活への支援、地域との交流などの取組みを推進します。

なお、これらの取組みを含めた諸施策は、「世田谷区第二次多文化共生プラン」と整合を図り推進します。

◆外国人への支援

外国人と日本人と一緒に世田谷区内を歩き、名所旧跡を訪ねたり、日本の文化を体験するなど、世田谷の暮らしや地域のことを知るためのイベントを行います。また、文化・芸術情報の多言語化を推進します。

◆姉妹都市を始めとする国際交流の推進

3つの姉妹都市や、その他の都市と交流を深め多様な国際交流を推進することで、交流がもたらす活力を国際化の推進に活用していきます。交流については、相互交流(パートナー・テーマ型交流、包括的な交流)、地域での交流の実践を通じて、多様な文化とふれあい、様々な国際交流が展開する地域づくりを目指します。

◆多文化共生の推進

多文化共生にかかわるボランティアの養成や、交流事業を開催し、国際交流の機会や多文化共生の意識啓発・周知を強化していきます。

資料編

- 1 (仮称)世田谷区k文化・芸術振興計画検討委員会
- 2 文化芸術基本法
- 3 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 4 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

1 (仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会

(1)(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会設置要綱

令和4年8月25日
4世文国第250号

(目的及び設置)

第1条 (仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画(以下「計画」という。)の策定に係る事項を検討するため、(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の案について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、生活文化政策部長の職にある者、公募した区民及び有識者、学識経験者等のうちから区長が委嘱する委員15名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和5年1月1日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴き、又は委員以外の者に必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活文化政策部文化・国際課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(2)世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会委員名簿

氏名	役職・所属団体等	備考
栗野 哲夫	世田谷区郷土芸能保存会会長	～令和5年6月27日
大塚 康時	世田谷区郷土芸能保存会会長	令和5年6月28日～
小貫 智之	区民公募委員	
垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授	委員長
片桐 誠	生活文化政策部長	～令和5年4月30日
渡邊 謙吉	生活文化政策部長	令和5年5月1日～
川崎 賢一	駒澤大学教授	副委員長
建部 麻紀	区民公募委員	
高木 仁	(公財)五島美術館理事	
松下 洋章	(公財)せたがや文化財団事務局長	～令和5年3月31日
志賀 毅一	(公財)せたがや文化財団事務局長	令和5年4月1日～
米屋 尚子	日本芸術文化振興会プログラムオフィサー／芸術コーディネーター	

(敬称略：50音順)

(3)世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会開催日程及び概要

日時	議題等	場所
第1回 令和5年3月13日(月) 10時～12時	(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画策定について	オンライン
第2回 令和5年6月5日(月) 14時～16時	世田谷区第4期文化・芸術振興計画(骨子案)について	オンライン
第3回 令和5年6月28日(水) 16時～18時	世田谷区第4期文化・芸術振興計画(素案)について	オンライン

2 文化芸術基本法

発令：平成13年12月7日 法律第148条
最終改正：令和元年6月7日 法令第26号

目次

前文

第一章（第一条—第六条）

第二章（第七条・第七条の二）

第三章（第八条—第三十五条）

第四章（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨

として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

3 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

発令 　　：平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 47 号

最終改正：平成 30 年 6 月 13 日号外法律第 47 号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書きを削る。

附則第三条第五号を削る。

4 世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例

平成 18 年 3 月 14 日

条例第 18 号

文化及び芸術は、創造性の源として社会的価値を生み出し、人々の心に潤い、ゆとり等をもたらし、豊かな人間性をはぐくみ、人々の生活の質を向上させる力を持っている。文化及び芸術に親しむことは、人の悲しみ及び痛みを想像する力を培い、人を慈しむ心を芽生えさせ、ひいては、世界中の人々が共に平和に暮らす社会の実現につながっている。さらに、近年、地域との関わりが希薄になりがちな子どもたちは、文化及び芸術に触れることにより、表現する力を身に付け、社会性を高めることが期待され、また、福祉及び医療の分野において、文化及び芸術は、いやし及び生きがいとなるとともに、治療に役立てられている。そこで、経済的な豊かさの中であって、こうした文化及び芸術の持つ力又は果たす役割を改めて見つめ直し、行政の基本的施策として位置付け、その振興を図ることが、今求められている。

世田谷は、みどり豊かな武蔵野の自然にあふれ、閑静な住宅地として発展し、文化及び芸術に携わる人々は、その魅力にひかれて移り住むようになった。そのような歴史は、今日に受け継がれ、区内各地域における活発な演劇活動、多くの文化及び芸術に関する自主的かつ積極的な活動、文化施設を支えるボランティア活動等に見られるように、多くの区民は、文化及び芸術に関する活動に親しみ、文化及び芸術に高い関心を持っている。また、世田谷は、文化及び芸術の様々な分野において第一人者と目される人々による活動も活発に行われており、まさに日本の文化及び芸術をけん引しているといっても過言ではない。さらに、世田谷は、文学、映画等の作品の舞台として数多く登場しており、区民にとって、文化及び芸術が身近に感じられる環境にある。

これらのものは、区民のかけがえのない財産であり、世田谷の魅力を支える大きな要素でもある。区は、これらの財産を活かし、文化的な環境の向上に努めるとともに、すべての区民が文化及び芸術に触れ、文化的な環境を享受し、文化及び芸術に関する活動に取り組むことができるようにすることが、重要な使命であると考えている。

ここに、文化及び芸術の振興についての基本理念を明らかにし、区、区民、民間団体等の協働による文化及び芸術の振興に関する施策により、心に潤い、ゆとり等を感じることができる区民生活及び地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、区の文化及び芸術の振興に関する基本理念を定め、区の責務について明らかにするとともに、文化及び芸術の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）を推進することにより、区民一人ひとりが生き生きと暮らし、誇りを持って住むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化及び芸術の振興に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 文化及び芸術に関する活動における自主性及び創造性は、尊重されなければならない。
- (2) 文化及び芸術を鑑賞し、その活動に参加し、及び創造することのできる環境の整備が図られなければならない。

(3) 文化及び芸術の振興に当たっては、区、区民、民間団体、他の自治体等の相互の連携が図られなければならない。

(区の責務)

第3条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、文化及び芸術の振興を図るための計画を策定し、及び振興施策を推進するものとする。

2 区は、振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、区が行う施策について、文化及び芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

(文化及び芸術に触れることができる機会の充実)

第4条 区は、区民が身近な場所で文化及び芸術に触れることができる機会の充実を図るため、事業を実施し、及び環境の整備を行うものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第5条 区は、文化及び芸術に関する区民の自主的な活動に対し、その場所及び機会の提供、助成その他の必要な支援を行うものとする。

(文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者に対する支援等)

第6条 区は、文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者の発掘、育成、確保及び登用に努め、これらのものに対し、必要な支援を行うものとする。

2 区は、区民と文化及び芸術に関する専門的知識又は技能を有する者との交流の促進を図るため、その場所及び機会の提供に努めるものとする。

(地域文化及び伝統文化の保存、継承及び発展)

第7条 区は、将来にわたって地域文化及び伝統文化を保存し、継承し、及び発展させるために必要な施策を推進するものとする。

(国際交流の推進)

第8条 区は、区民と外国の諸都市の市民との相互理解及び親善を図るため、文化及び芸術に関する活動を通じた国際交流を推進するものとする。

(高齢者、障害者等の文化及び芸術に関する環境の整備)

第9条 区は、高齢者、障害者等が文化及び芸術に親しみ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(青少年の文化及び芸術に関する活動の充実)

第10条 区は、青少年の豊かな人間性の形成に資するため、青少年が文化及び芸術に触れ、又は文化及び芸術に関する活動を活発に行うことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(学校教育における文化及び芸術に関する活動の充実)

第11条 区は、学校教育において、児童及び生徒が文化及び芸術に触れることができる機会を設け、並びに児童及び生徒が文化及び芸術に関する活動に積極的に取り組むことができるよう必要な施策を推進するものとする。

(情報の提供)

第12条 区は、文化及び芸術に関する情報の収集に努めるとともに、区民が多様な媒体を通じてこれらを利用することができるよう情報の提供を行うものとする。

(顕彰)

第13条 区は、区の文化及び芸術の振興に大きく寄与したもの並びに文化及び芸術に関する活動において著しい功績のあったものを顕彰することができる。

(文化及び芸術の振興に関する委員会の設置)

第14条 文化及び芸術の振興に関し、助言を受け、及び意見を聴き、並びにこれを振興施策に反映させるため、文化及び芸術の振興に関する委員会を設置する。

2 前項に規定する委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。